

評学機構評支第207号

平成28年3月24日

東京医科歯科大学長 殿

独立行政法人大学評価・学位授与機構長

野上智行

平成27年度実施大学機関別認証評価評価結果について（通知）

当機構の評価事業に関しましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、貴学より申請のあった平成27年度実施大学機関別認証評価について、別添「大学機関別認証評価評価報告書」のとおり評価結果を取りまとめましたので通知します。

本評価結果は、文部科学大臣に報告するとともに、当機構ウェブサイトへの掲載及び印刷物の刊行等により、社会に公表します。

また、大学評価基準を満たした大学の証としての「認定証」及び「認定マーク」を併せて送付します。

本件担当及び連絡先

独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部評価支援課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

TEL : 042-307-1642

e-mail : daigaku@niad.ac.jp

◆法人統合のお知らせ◆

当機構は、平成28年4月1日より、

独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合し、

『独立行政法人大学改革支援・学位授与機構』となります。

平成 27 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京医科歯科大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	10
基準3 教員及び教育支援者	13
基準4 学生の受入	17
基準5 教育内容及び方法	21
基準6 学習成果	36
基準7 施設・設備及び学生支援	39
基準8 教育の内部質保証システム	45
基準9 財務基盤及び管理運営	49
基準10 教育情報等の公表	55
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣卓	福山市立大学長
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第7部会)

◎荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
○石垣和子	石川県立看護大学長
○香川征	徳島大学長
國分眞一朗	日本大学教授
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
高野和良	九州大学教授
武川正吾	東京大学教授
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
野中和明	九州大学教授
○馬場忠雄	滋賀医科大学名誉教授
前原澄子	京都橘大学客員教授
○村上芳則	前 筑波技術大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東京医科歯科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」において「東京コンソーシアムを基盤とした大学院疾患予防科学コース設立」が採択され、生命科学分野における人材育成を目的に、医歯学総合研究科（博士課程）に「疾患予防科学コース・領域」を設置している。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」において「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」が採択され、平成 26 年度より国内で初めて国公立が共同で設置した共同教育課程である 5 年一貫制博士課程「共同災害看護学専攻」を開設している。
- 毎年度、各部署において、所属する教員の教育研究能力等に係る教員個人評価を実施しており、その結果を勤勉手当の支給や昇給の際の参考としている。
- 医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生が共通の目標に向かって学ぶ融合教育課程を開発導入しており、6 年間を通して、体系的に整理された様々な学習段階で共に教え合いながら学ぶ機会を創出している。
- 大学基金から奨励金を支給することにより「海外研修奨励制度」をはじめとし、学生が海外で学ぶ機会を多数設けている。
- 平成 24 年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択され、リーダー養成英語選抜プログラム等の英語教育強化により、グローバル人材の育成に取り組んでいる。
- 平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」において「東南アジア医療・歯科医療ネットワークの構築を目指した大学間交流プログラム」が採択され、チュラロンコーン大学、インドネシア大学及びホーチミン医科薬科大学と連携してコンソーシアムを形成し、日本の医歯学領域の世界展開力を強化する取組となっている。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」において「TMDU型グローバルヘルス推進人材育成構想：地球規模での健康レベル向上への挑戦」が採択され、ガバナンス体制強化、海外教育研究協力拠点の拡充等の取組を実施している。
- 平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」において 3 件、また、文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン事業」において 1 件、平成 26 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」において 1 件、さらに、文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」において 3 件が採択され、教育改革に取り組んでいる。
- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において「コンピュータによる診療模擬実習の展開」が採択され、支援終了後も臨床現場に即した多種多様の経験ができるコンピュータシミュレーション教材を独自に作成し、教育に活用している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 学部専門科目における成績評価の異議申立て制度が整備されていない。
- 一部の学科において、授業評価結果が学生に公表されていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則に、

「第1条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。」

と定めている。また、各学科の目的を「各学部学科における教育研究上の目的に関する要項」に定めている。

これらを踏まえ、平成22年度より、ミッションとして「知と癒しの匠を創造する」、教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す」「自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する」「国際性豊かな医療人を養成する」を掲げ、平成26年度には、基本理念として「(教育) 幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観、自ら考え解決する創造性と開拓力、国際性と指導力を備えた人材を育成します」「(研究) さまざまな学問領域の英知を結集して、時代に先駆ける研究を推し進め、その成果を広く社会に還元します」「(医療) 心と身体を癒す質の高い医療を、地域に提供するとともに、国内さらに世界へと広めていきます」を示している。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則に、

「第1条 医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 研究科ごとにおける人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該研究科等において別に定める。」

と定めている。また、同条第2項に基づいて、「各研究科における教育研究上の目的に関する要項」において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、以下の2学部から構成されている。

- ・ 医学部（2学科：医学科、保健衛生学科）
- ・ 歯学部（2学科：歯学科、口腔保健学科）

これらの学部学科は、大学の目的及び教育理念並びにそれらに基づいた各学部学科の教育研究目的に沿って、優れた医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の輩出を目指した教育研究活動を行っている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

当該大学は、平成3年度の大学設置基準大綱化の際、教養部を存続させた唯一の国立大学であり、教養部が教養教育の責任部局として、学士課程に入学したすべての学生に教養教育を実施している。学部学生は、1年次は、主として教養部のある国府台地区で全学共通科目を履修する。医学科、歯学科においては、2年次以降も、専門教育を行う湯島地区において教養教育を実施している。

教養部には、専任教員として教授9人、准教授11人、講師1人、助教2人、非常勤講師52人を配置している。

運営組織として、教養部教授会及び運営委員会のほか、教務委員会、学生委員会、FD・評価委員会、情報メディア支援室を置いている。

また、重要事項について、教授会承認後に、教育担当理事を議長として、教養部長及び各学科の教育委員会委員長等を構成員とする教育推進協議会に発議し、検討している。さらに、教育推進協議会の下に、教育担当理事を座長として、副学長、教養部長及び各学部学科教員並びに学外委員等で構成される「教養教育改革に関する検討会」を設置し、今後の教養教育改革に関する具体的な検討を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、2研究科から構成されている。

- ・ 医歯学総合研究科（修士課程1専攻：医歯理工学専攻、博士課程2専攻：医歯学系専攻、生命理工

学系専攻)

- ・ 保健衛生学研究科（博士前期課程1専攻：生体検査科学専攻、博士後期課程1専攻：生体検査科学専攻、博士課程2専攻：看護先進科学専攻、共同災害看護学専攻）

医歯学総合研究科（修士課程）には、医歯理工学専攻に四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による医療管理政策学（MMA）コースを置いている。また、4大学（東京医科歯科大学、お茶の水女子大学、北里大学、学習院大学）が連携し、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」において「東京コンソーシアムを基盤とした大学院疾患予防科学コース設立」が採択され、この4大学が中核となり、関連学協会、企業等のステークホルダーの協力の下、生命科学分野における人材育成を目的に、医歯学総合研究科（博士課程）に「疾患予防科学コース・領域」を設置している。このような他大学との連携によるコースの設置は社会からの多様なニーズへの対応として特色ある取組となっている。

保健衛生学研究科には、平成24年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」において「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」（基幹校：高知県立大学）が採択され、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学と共同で、平成26年度より国内で初めて国公立が共同で設置した共同教育課程である5年一貫制博士課程「共同災害看護学専攻」を開設している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附属施設、センター等として医学部附属病院及び歯学部附属病院、生体材料工学研究所、難治疾患研究所、スポーツサイエンス機構、医歯学教育システム研究センター（全国共同利用施設）、国際交流センター及び医歯学融合教育支援センター（学内共同教育研究施設）を設置している。また、教育研究支援組織として、図書館情報メディア機構、学生支援・保健管理機構、職員健康管理室、環境安全管理室、研究・産業連携推進機構を設置している。

これらの附属施設、センター等の設置目的は、各組織規則に定められ、それぞれの組織の特性に応じて、大学の教育・研究を支援している。さらに、これらの組織に所属する教員の8割以上は、関連する学部、研究科の授業や研究指導を担当するなど、教育活動に携わっている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究評議会は、教育研究評議会規則に基づいて、学長、理事、副学長、研究科長、学部長、機構長をはじめとする評議員で構成され、教育研究に係る重要な規則に関する事項や教育課程の編成に関する方

針をはじめとした教育研究に係る重要事項について審議し、原則として毎月1回開催している。

各学部・研究科及び教養部では、大学組織運営規程及び大学教授会通則に基づいて、医学部、歯学部、教養部に教授会を、医歯学総合研究科に医学系教授会、歯学系教授会、研究科委員会を、保健衛生学研究科には教授会、研究科委員会を置いている。教授会は、学生の入学、卒業、課程修了、退学、転学、留学、休学、復学、懲戒、学位授与、教育課程編成、教員、教員候補者の業績審査、学術及び学生交流協定の締結等を、研究科委員会は、前記の事項のうち特定の事項を審議し、原則として毎月1回開催している。

また、各学部・研究科及び教養部では、教育委員会（教養部は教務委員会）を置いて、教育課程編成や教育指導方法の改善・拡充など、各部局の教育活動に係る事項を審議し、委員会の承認事項は教授会に諮られ、審議・承認を経ている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 24 年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」において「東京コンソーシアムを基盤とした大学院疾患予防科学コース設立」が採択され、当該大学、お茶の水女子大学、北里大学、学習院大学の4大学が中核となり、関連学協会、企業等のステークホルダーの協力の下、生命科学分野における人材育成を目的に、医歯学総合研究科（博士課程）に「疾患予防科学コース・領域」を設置している。
- 平成 24 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」において「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」（基幹校：高知県立大学）が採択され、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学と共同で、平成 26 年度より国内で初めて国公立が共同で設置した共同教育課程である5年一貫制博士課程「共同災害看護学専攻」を開設している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、大学院に重点を置き、大学院学則第4、5、6条において課程、専攻及び講座等について定め、大学院研究科等に置く教育研究分野等に関する規則において設置分野を定めている。教養部を除く全学部の教員は、原則として大学院に所属し、各分野に配置され、教育研究を実施している。

また、附置研究所や附属病院等に所属する教員についても、本務の研究や診療に従事するとともに、大学院教育を担当する教員については、関連する研究科の分野に配置して教育を行うなど、柔軟な教員組織編制がなされている。

各教育組織においては、学部には学部長及び学科長、大学院の各研究科には、研究科長、教養部には、教養部長を置き、責任の所在を明確にしている。また、講座、分野に教授、准教授、講師、助教を配置して、その役割分担、連携体制、責任の所在等については、「大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する規則」において明確に規定している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 医学部：専任224人（うち教授67人）、非常勤352人
- ・ 歯学部：専任167人（うち教授32人）、非常勤411人
- ・ 教養部：専任23人（うち教授9人）、非常勤52人

教育上主要と認める科目（必修科目又は選択必修科目）について、全体として70.6%（医学部医学科92.5%、医学部保健衛生学科91.3%、歯学部歯学科75.5%、歯学部口腔保健学科46.0%、教養部63.3%）の科目において、専任教授又は准教授を主担当教員として配置している。なお、数値が低くなっている歯学部口腔保健学科についても、主担当教員に専任講師も含めると94.7%となっている。また、教養科目においても、必修科目に限れば78.0%となっている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 361 人（うち教授 113 人）、研究指導補助教員 47 人

〔博士前期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士後期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 6 人）、研究指導補助教員 6 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 350 人（うち教授 108 人）、研究指導補助教員 39 人
- ・ 保健衛生学研究科：研究指導教員 18 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 8 人

このことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

全教員を対象に任期制（教授・准教授・講師 5 年、助教 3 年）を導入し、再任に当たっては、教育、研究、診療、管理運営等の評価項目を定めた実施要項に基づいて、業績評価を行い、再任の可否を決定している。

教員の年齢構成は、25～34 歳：10.1%、35～44 歳：42.6%、45～54 歳：27.1%、55～64 歳：20.2%で、おおむねバランスがとれている。

女性教員の比率は全学平均 20.8%（保健衛生学研究科（62.8%）以外では 18.2%）である。女性教員の登用を促す取組として、公募要項に女性教員の登用を積極的に促す旨を明記しているほか、保育施設における保育支援、民間業者による派遣型病児保育、授乳・搾乳室の開設等を実施して、育児中及び産後復帰の女性教職員のキャリア継続を支援している。

若手教員については、テニュアトラック制度を導入し、研究者に対して研究スペースの付与、研究費の支援、複数メンター制の導入等を行っている。また、平成 26 年度より「学長裁量優秀若手研究者奨励賞」を設け、学長裁量による研究費支援を行って、若手教員の活性化を図るとともに研究力強化を推進している。

外国人教員の比率は、全学平均で 1.2%である。教育研究活動をグローバルに展開して、多くの分野・センターで、教員を広く国際公募しているほか、混合給与制度、年俸制の導入等により人事・給与制度の国際通用性を高めている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教授の選考は、学長に人事方針の意向を確認した後、各部局で教授選考委員会を設置し、当該委員会において複数の候補者を選出するとともに、部局長が学長に各候補者について説明し、そこで承認を得た候補者について、当該教授会等において、教育・研究・臨床等の業績評価と模擬授業等を含むプレゼンテーション審査を行い、審議した上で、上位2人の候補者を学長に推薦している。学長は、推薦された各候補者と面接を行い、最終決定している。また、学長への人事方針の意向確認、部局長の候補者説明、候補者の最終面接に当たっては、学長が指名する理事が同席している。

准教授、講師、助教の選考については、各部局長が学長に人事方針の意向を確認した後、候補者の選考を行っている。候補者決定後、部局長が学長に候補者について説明し、そこで承認を得た候補者について、当該教授会等において審議している。その後、当該教授会等の意見を聴いて、学長が採用、昇任を決定している。

特任教授を含む特定有期雇用職員である特任教員の選考については、従前は教授会等の議に基づいて学長が行っていたが、平成26年度からは、教授会等の議を経ずに、必要に応じて学長自ら選考することができる学長選考特任教員制度を導入している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員個人、部局及び大学全体の諸活動の改善、活性化を図ることを目的として、毎年度、教員個人評価を実施している。

評価の運用について各教員は、「教育」「研究」「診療」「管理・運営」「社会貢献に係る諸活動」の実績を記載した自己評価書を作成し、所属分野長の確認を経て、各部局等に設置された教員個人評価委員会に提出する。各部局の教員個人評価委員会は、同評価書及び各部局で作成した基準に基づいて評価を行い、その結果を部局長に報告する。部局長は、報告された評価結果を参考に、最終的な評価を行っている。

評価結果は、本人にフィードバックしており、評定が低い教員に対しては、指導・改善のため、部局長が本人との面談を実施している。また、評価結果を勤勉手当や昇給の優秀者選考の参考資料としている。

さらに、評価結果を全学的に取りまとめた上で、学長を委員長とした全学個人評価審査委員会において、全体の評定の分布の把握に加え、評価結果の妥当性や勤勉手当成績率・昇給区分との相関など多角的に分析するとともに、評価全般に関する次年度以降の改善策についても検討・実施している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

大学全体の事務職員711人（常勤369人、非常勤342人）のうち、教育課程を遂行するために必要な事務職員76人（常勤52人、非常勤24人）を、学務部（学務企画課、入試課）、医学部事務部、歯学部・歯学部附属病院事務部（総務課）、教養部事務部、学生支援・保健管理機構事務部（学生支援課）に配置して、入学試験、各教育委員会に関する事項、その他学生関係事務等、様々な形で支援を行っている。

東京医科歯科大学

国際交流センターの16人（常勤10人、非常勤6人）は、留学生の日本語教育や国内学生の海外派遣前教育に関する業務等を、また、図書館メディア推進課の19人（常勤8人、非常勤11人）は、図書館業務及び情報教育に関する業務を行っている。

技術職員については、大学全体で179人（常勤36人、非常勤143人）を配置し、そのうち、6人（常勤）は、学士課程又は大学院課程の教育において実験・実習の補助や技術指導を行っている。その他、図書館司書の資格を持ち専門的知識を有する図書館職員を6人配置している。

TA及びRAについては、医歯学総合研究科にTA134人、RA29人、保健衛生学研究科にTA36人、RA3人を配置し、教育研究活動に活用している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年度、各部局において、所属する教員の教育研究能力等に係る教員個人評価を実施しており、その結果を勤勉手当の支給や昇給の際の参考としている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

各学部学科・研究科（専攻）において、入学者受入方針を定めている。

学士課程では、各学部学科の「教育理念」「教育目標」「求める学生像」「入学までに身につけておいて欲しいこと」を明示している。

例えば、医学部医学科では、

「教育理念

疾患の治療と予防及び健康の保持・増進を研究し、その成果を広く医療・福祉に応用する医学の発展を担う指導者を育成する。

教育目標

1. 幅広い教養と豊かな感性を備え、広い視野と高い倫理観をもつ人間性を培う。
2. 自ら問題を提起して解決し、医学のフロンティアを切り開く創造能力を修得する。
3. 世界的規模で働く国際人としての意識を持ち、世界に貢献できる医師・医学研究者を養成する。

求める学生像

1. 医学・医療に深い関心を有する。
2. 協調性とコミュニケーション能力に優れている。
3. 創造性とチャレンジ精神に富んでいる。
4. 高い倫理性を備えている。

入学までに身につけておいて欲しいこと

高等学校で学習する全ての教科が医学科教育の土台になります。各教科において基礎学力を幅広く身につけておいてください。本学入学前に身につけておく基本要件は、前期日程入学志願者が受験する大学入試センター試験の教科・科目の完璧な履修です。特に理科においては、常になぜそうなるかを考えながらより高い学力を獲得するよう心がけ、普段から医学・医療に関する知識を得るように努力してください。医学科教育においては、読解力や作文能力も重要です。社会人とやりとりできるようなレベルを目指して社会的視野の涵養に努め、また日本語・英語能力の向上に努めてください。」

と、具体的に定めている。他の学科においても同様に定めている。入学者選抜に際しては、学力試験に加え、面接試験を実施することにより、当該大学で学んでいく上で必要な専門的資質、学習意欲を審査することを基本方針としている。

大学院課程の入学者受入方針も、各研究科（専攻）の人材育成目標を示した上で、求める学生像を明示している。

例えば、医歯学総合研究科修士課程医歯理工学専攻は、

「医学・歯学・生命理工学を中心とする多分野融合を実現した体系的な教育課程を基に、生命科学領域の相互連携を図り、人類の健康と福祉に関する幅広い知識および高い倫理観を有する医学、歯学、生命理工学分野の教育者、研究者、技術者等を育成する。

本専攻が掲げる人材育成目標に鑑みて、本専攻では協調性に富み、自分の考えを的確に表現し伝えることができ、入学後の修学に必要な英語力を有している者で、下記の項目のいずれかに該当する者を求める。

- ・医科学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
- ・歯科学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
- ・生命理学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
- ・生体工学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。
- ・口腔保健学を学習するのに必要な基礎知識を有し、専門知識を体系的、集中的に学びとる意欲を有している。」

と定めている。他の専攻においても同様に定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

各学部学科は、入学者受入方針に沿って求める学生を受け入れるため、学士課程では、入学者選抜要項に基づいて、一般入試（前期日程、後期日程、地域特別枠推薦入試、推薦入試）、特別入試（学士編入学、2年次編入学、3年次編入学、私費外国人留学生）を実施しているすべての入試において、学力試験に加え、面接試験を実施している。

大学院課程でも、各研究科（専攻）の入学者受入方針に沿って、筆記試験、面接試験及び出願書類審査により、入学試験を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜においては、学長、理事、副理事、各学部長等で構成する入学試験委員会を設置し、下部組織として、入学試験健康診断委員会、入学試験問題作成委員会、入学者選抜方法改善委員会を置いている。

入学試験問題の作成・校閲は、入学試験問題作成委員会が行い、実施教科・科目の教育研究経験を有する各学部、教養部の教員が担当し、試験問題作成に当たっては、個別学力試験問題作成マニュアルに基づいて問題を作成している。

試験当日は、学長を実施本部長とする入学試験実施本部を設置し、公正で、適正な実施体制を図っている。試験監督方法等について、個別学力検査では、独自に作成した試験監督要領に基づいて実施している。試験監督者、担当者には、事前に説明会を実施し、試験実施体制や業務内容等について周知徹底を図っている。

面接試験については、学士課程は、複数の面接官が1人当たり5分から15分程度の面接を行い、医療人を目指す学生としての資質及び適性を評価している。

合否判定は、各学部教授会の議を経て、入学試験委員会が行っている。

大学院課程入学者選抜においては、各研究科に、研究科長、副研究科長等で構成する入学試験委員会を設置し、委員会が中心となって問題の作成・校閲、試験監督要領の作成、合否判定案の作成等を行っている。

試験の実施に当たっては、事前に試験監督者、担当者に説明会を実施し、また、当日は研究科長を実施本部長とする入学試験実施本部を設置するなど、学士課程と同様、公正で適正な実施体制を図っている。面接試験についても、試験ごとに受験者1人当たりの面接時間を定め、複数の面接官が面接を実施している。

合否判定は、研究科委員会が行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程においては、入学試験委員会の下に入学者選抜方法改善委員会（以下「改善委員会」という。）を設置し、改善委員会には、学部ごとに入学試験検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置いて、入学者選抜方法の改善に関する事項の審議及び調査研究を行っている。

改善委員会は、入試担当の副理事を委員長として、各学部の検討委員会委員等により構成され、各学部検討委員会からの調査・研究結果や提案等を基に、各教授会と連携しつつ審議を行い、入学試験委員会の議を経て、改善を行っている。

大学院課程においても、各研究科の入学試験委員会で入学者選抜方法の改善に関する事項の審議及び改善を行っている。

受け入れた学生が入学者受入方針に沿っているかについては、検討委員会が、入試成績、在学時の成績、医療系大学間共用試験実施評価機構が実施する臨床実習前の共用試験（CBT）の成績、各国家試験の合否結果、前期日程試験、後期日程試験による留年者の比較、新入生、卒業生への入試及び教育に関するアンケート等を検証している。

入学者選抜方法の改善については、検討委員会が提案し、学部教授会、改善委員会の審議を経て、入学試験委員会が最終決定を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年度に開始された医学部（2年次編入）、歯学部（2年次編入）及び平成24年4月に改組された医歯学総合研究科（修士課程及び博士課程）については、平成24～27年度の4年分、平成26年4月に設置された保健衛生学研究科（博士課程）については、平成26～27年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 医学部：1.01倍
- ・ 医学部（2年次編入）：0.90倍
- ・ 歯学部：1.02倍

東京医科歯科大学

- ・ 歯学部（2年次編入）：0.80 倍
- ・ 歯学部（3年次編入）：0.93 倍

[修士課程]

- ・ 医歯学総合研究科：1.05 倍

[博士前期課程]

- ・ 保健衛生学研究科：1.13 倍

[博士後期課程]

- ・ 保健衛生学研究科：1.06 倍

[博士課程]

- ・ 医歯学総合研究科：1.22 倍
- ・ 保健衛生学研究科：1.13 倍

各学部・研究科ともに、実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学科又は専攻ごとに、大学及び当該学部学科等の教育理念に基づいて定められている。

例えば、医学部保健衛生学科看護学専攻では、以下のとおり定められている。

「1. 幅広い教養と豊かな人間性と倫理観を涵養するために、一般教育とリベラルアーツを融合した共通教育には、学科・専攻横断的な自由選択科目を置き、価値観の多様化する現代において看護と関連づけながら学びを深められるよう、看護に関する専門教育科目、医療と人間について学ぶ教養科目を有機的に組み込む。

2. 自ら問題を提起し、解決する能力を備えた、看護学の実践、教育、研究者としての基礎を培い、自己の知識や技術の向上を常に目指す研究的姿勢を身につけるために、討論、グループワーク、多職種連携教育、e-learning、learning management system、看護アーツルームでのシミュレーションを活用して科目を展開するとともに、論理的思考能力、リテラシー能力、批判的思考、統合的思考、論理的思考の向上を目指して、少人数制の卒業研究ならびに統合的実践科目を置く。

3. 看護師および保健師としての知識・技術・態度を修得し、将来リーダーを担いうる資質を培うために、看護の科学的根拠となる知識からより専門性の高い各看護学の分野の科目へ、看護の対象を個人、家族、集団、地域、組織へと広げ、看護研究、看護管理へと学習を拡大していけるよう科目を配置する。

4. 多職種との連携を図りながら看護の専門性を発揮できる基礎的能力の獲得を目指して、学習段階に応じた臨地実習科目をすべての学年に配置する。

5. 国際的に活躍でき、医療の国際化に対応できる人材を育成することを目指して、4年間を通じて学

習できるよう語学と国際的な看護に関する科目を置く。」

他の学科等においても同様に定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、4年又は6年一貫教育課程となっており、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める要件を満たす知識・能力・技術等の養成のため、各学部学科（専攻）において、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程を全学共通科目と専門科目に区分して、体系的に編成している。

全学共通科目は、自由教育講義系、自由教育実習系、自由教育セミナー系、基礎教育系の4系に編成され、各学部学科の特性を配慮し、学部学科ごとに必修科目、選択必修科目、自由選択科目を設定している。必修科目、選択必修科目には、人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目があり、医療人に必要な高度な倫理観、社会や自然を理解するための考え方、自ら問題を発見し継続的に学んでいく力、他者の文化を理解する力等の養成が図られている。なお、医学部保健衛生学科（1年次）と歯学部歯学科（2年次）においては、連携教育科目を開設し、教養部と学部間における教育内容の一貫性の向上を図っている。

専門科目についても、大学の教育理念の下、各学部学科において、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が構成され、各授業科目の内容も、各学部学科の教育要項に記されている理念及び教育目標の趣旨に沿っている。

また、医師の職務、医学の将来を概観し、医師・医学研究者に求められる社会性、知識、コミュニケーション能力、問題解決能力の基盤を形成することを目的とした「医学導入」（医学部医学科）をはじめとして、各学部学科において1年次より専門科目を導入して、早期に医療人としての意識の向上を図っている。

さらに、医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生が共通目標に向かって学ぶ融合教育課程を開発し、平成23年度より導入している。

なお、各学科において、カリキュラム構成図を作成し、学生に対して教育課程の体系性の理解を促している。

授与される学位に付記される名称は、医学、看護学、保健学、歯学、口腔保健学である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズに配慮した取組として、全学共通科目では、人文社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目を広く配置し、自由選択科目でも、学生の興味と関心に応じて様々な授業科目が用意されている。また、留学生用の科目として、「日本事情」や「日本語」を設けている。

豊かな感性と国際性を持つ人材の育成に役立てるため設けられた「海外研修奨励制度」、世界トップレベルの医療専門職業人及び医学・歯学研究者の育成を目的とした「パートナーズ・ヘルスケア・インターナショナルとの医学教育提携」、医学部医学科の「インペリアルカレッジとの交換留学プログラム」「自由選択学習（プロジェクト Semester）」、歯学部歯学科の「研究学習」（4年次）（海外研究機関への配属可）等により、学生が海外で学ぶ機会を設定している。なお、これらについては、大学基金からの奨励金の支

給等も実施している。また、平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業～ASEAN諸国との大学間交流形成支援～」において「東南アジア医療・歯科医療ネットワークの構築を目指した大学間交流プログラム」が採択され、チュラロンコーン大学、インドネシア大学及びホーチミン医科薬科大学と連携してコンソーシアムを形成し、我が国が有する先端的な医療・歯科医療機器や材料、最新の医療・歯科医療技術等を基盤として、日本の医歯学領域の世界展開力を強化する取組となっている。

学術の発展動向への配慮として、全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目の目的を達成するにふさわしい研究分野の教員を配置して、教員各自の研究活動や学会活動の成果を含めた、基礎的研究や最先端研究を授業に取り入れている。

平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」において「シームレスな次世代研究者養成プログラム」が採択され、研究医の養成を目指した段階型プログラムを実施し、また、平成 24 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」において「IQ・EQ両者強化によるイノベーター育成～IQ（高い知能・技能）とともにEQの強化を基点とした、医療現場の変革を可能にするイノベーターの育成とイノベーション文化の醸成～」が採択され、知識・技術に加え、(1) EQを備え、(2) 開発から応用までの全体像を理解し、医学・医療・政策分野で変革への成果を出せる人材の養成を目指している。

社会からの要請への配慮として、医学科では、高齢化社会に配慮した教育課程、例えば、医歯学融合教育科目の中で症例分析を用いて高齢者の診療上の問題を学習する「老年医学」、5、6年次の救命救急センター実習、地域中核病院及び診療所実習等、また、保健衛生学科では、現職の看護師、臨床検査技師、医師による講義・演習を多く実施している。

その他、社会からの要請に対応した教育プログラムの開発に取り組んでおり、平成 24 年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業（タイプB：特色型）」に採択され、全学生を対象とした異文化交流機会の創出、全科目最終試験問題の一部英語化、海外留学応募におけるTOEFL基準の設定、民間英語教育機関との提携や教養／専門課程英語教育のシームレス化、リーダー養成英語選抜プログラム（Health Sciences Leadership Program）の新設等の英語教育強化により、全学生の英語力を強化し、グローバル人材の育成に取り組んでいる。

また、平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」において「健康長寿を育む歯学教育コンソーシアム」が採択され、5大学（東京医科歯科大学、東北大学、新潟大学、東京歯科大学、日本歯科大学）がコンソーシアムを形成し、各大学の教育資源を共有・補完することで、健康長寿を育むためのあらゆるライフステージに対応した全人的歯科医療を担う人材養成を目指している。同プログラムには「健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成」が採択され、チーム医療が実践できる能力を歯科衛生士及び歯科技工士を目指す学部学生に修得させ、健康長寿に貢献できる実践的な人材を育成するための教育プログラムを推進している。

このほか、平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」において「国際基準に対応した医学教育認証制度の確立」及び「歯学教育認証制度等の調査研究」が採択され、また、平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」においては「PDCA医療クオリティマネージャー養成」が採択され、教育改革に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学共通科目、専門科目ともに、講義、演習、実験・実技等を組み合わせた多様な授業が実施され、授業形態は、各学部学科の特性に沿って組合せ・バランスに配慮している。全学共通科目では、教育目的・目標達成のため、学習指導を工夫している。語学では少人数教育、ネイティブによる教育やマルチメディア機器を利用した e-learning、人文社会系では原書講読や対話・討論型の少人数セミナーの授業を取り入れている。また、実験、実習も重視し、その中で課題研究や研究発表、レポート作成を重点的に指導している。

専門科目では、各学部学科において、それぞれの特性に合わせて、授業科目が学習段階に応じて深化するよう体系的に教育課程が編成されており、教育指導法の工夫が行われている。

医学部医学科では、1年次に教養教育（3年次まで）、医学導入、2年次に基礎医学、3年次に臨床医学、4年次に臨床医学、プロジェクト Semester、臨床導入実習、5～6年次に臨床実習を実施している。臨床系授業は、臓器・病態別に15ブロック（消化器、生殖・発達等）に集約し、ブロック講義は講義・演習・実習形式すべてを包括している。

歯学部歯学科では、1年次に教養教育（3年次まで）、歯学入門、2年次は統合型講義・実習（基礎＋臨床）、3年次は統合型講義・実習（臨床＋基礎）、5～6年次は包括臨床実習を実施している。

また、医歯学融合教育課程では、医学科・歯学科の学生が卒業時に獲得しておくべき知識・技能・態度のうち、共通するもの、共同学習により学習効果が高まるもの、将来、連携・協調して包括的医療を提供するための基盤となるものを教育対象として、6年間を通して様々な学習段階で共に教え合いながら学ぶ機会を創出している。

医学部保健衛生学科、歯学部口腔保健学科も、学科の特性に合わせて、基礎・臨床、講義・実習を総合的に構築した教育を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業を行う期間は、年間35週及び1学期15週を原則としており、各授業科目の授業時間については、試験の期間を除いて15週相当の学習時間を確保している。

当該大学は、医師・歯科医師・看護師・保健師・臨床検査技師・歯科衛生士・歯科技工士等の国家資格の取得が主要な目的の一つであることから、全学共通科目、専門科目とも、必修科目、選択必修科目が取得単位の大半を占め、選択科目の設定は限られている。したがって、科目ごとの教育目標の達成状況の判定及びそれらの成績を踏まえた学年ごとの進級判定や卒業試験は厳格に行われている。

学生に対しては、入学時や専門科目への進級時のオリエンテーション、各学部学科における各学年授業開始前のガイダンスを行い、履修指針・内容について説明し、学生の理解促進を図っている。学生が自主的な学習時間が十分取れるよう、教育課程の編成、選択科目数の制限、e-learning システム等による自学自習のための教材提供・履修指導、小テストやレポート等を配慮している。また、一部の学科では、シラバスに「準備学習などについての具体的指示」の項目を設け、準備学習を促している。

全学共通科目に関するアンケートによれば、1年次学生の1科目当たりの授業外学習時間は平均0.7時間/日である。学生は1日当たり平均2.6科目程度を履修しており、これらから推算した授業外学習時間は平均1.9時間/日である。また、専門科目に関するアンケートによれば、2年次以上の平日1日当たり

の授業外学習時間は、平均約2.1時間である。しかし、後者のアンケートにおいては回答率が低く、さらに正確な調査が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間確保への効果は必ずしも明らかでないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、大学及び各学部学科の教育目標に基づいて適切に作成され、「授業内容」「成績評価の方法」「準備学習などについての具体的な指示」「履修上の注意事項」等を掲載している。平成26年度より、完全電子化した。その際、記載項目を全学部学科共通とし、基本的な記載項目やレイアウトを統一している。シラバスは、ガイダンス等において学生に説明するとともに、ウェブサイトに掲載して、いつでも利用できるようにしている。

全学共通科目については、通常のシラバス（全学共通科目教育要項）に加え、「教養部履修の手引き」を作成している。専門科目については、各学部学科が作成している教育要項にシラバスを掲載しているが、授業内容や教育目標等の授業科目に関する基本的な内容に加えて、各学部学科の特性を合わせた構成となっている。

シラバスには、教育目標、具体的な教育内容のみでなく、学則、履修規則、試験規則、学生生活に必要な事項が掲載されており、履修の際に利用されるのみならず、学生がより広く有効に活用できるようにしている。実際の活用状況等については、全学部学科2年次生から最終学年を対象に、平成26年度におけるシラバス活用状況等のアンケートを行っている。その結果によれば、シラバスは履修に役に立ったかという設問に対しては、約70%の学生が肯定的な回答をしており、毎回の授業内容、教科書、オフィスアワーの確認等に利用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、毎回の授業内容の確認等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生には、全学共通科目においては、高等学校及び受験での理科科目選択の有無に配慮して、1年次前期に「物理学入門」「生物学入門」「化学入門」を設定している。また、医学部医学科及び歯学部歯学科の学生を対象に、1年次後期に数学、物理学、化学、生物学の学力認定試験を実施している。TOEFLやプレースメント・テスト、学力認定試験の結果に基づいて能力別クラス編成を行って、学力不足の学生にきめ細かく指導し、専門科目で必要な学力の担保を図っている。

専門科目についても、担当教員との面接やTAによる支援等を通じて、学力に不安を抱える学生へ配慮した対応を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学部学科ごとに、大学及び当該学部学科の教育理念に基づいて定められている。

例えば、歯学部歯学科は、以下のとおり学位授与方針を定めている。

「歯学部歯学科では、全学共通科目の一部を除き全ての科目が必修であり、学年ごとに設定された進級要件（東京医科歯科大学全学共通科目履修規則及び東京医科歯科大学専門科目履修規則）を満たし、卒業までに、所定の単位を修得し、診療参加型臨床実習の資格条件としての共用試験の合格、臨床実習終了時の臨床能力判定試験の合格とともに、以下の要件を満たしている者に学位を授与する。

1. 幅広い教養と豊かな感性

自然科学、社会科学、人文科学の全学共通科目を履修し、幅広い教養と医療者としての豊かな人間性を涵養している。また、専門科目、医歯学融合教育科目、関連する医学教育科目の履修を通じて、基本的な科学原理と概念を理解し、生命科学知識を修得している。

2. 問題提起、解決能力

全教育課程で修得した知識・技能・態度とともに、研究実習を通じて、科学的探求心をもち、自ら問題を発見し、新たな課題を解決する力を涵養している。

3. 国際性

科学英語や学年混合選択セミナー等を通じて、医歯学英语を修得するとともに、世界の歯科事情、国際貢献等の国際性を涵養している。

本学は、以上の要件を満たした卒業生が、国民の健康の維持・増進のために、使命感を持って歯科医療を実践するとともに、国際的視野に立って歯科医学・歯科医療の進歩・発展に貢献することを強く望む。」他の学部学科においても同様に定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学則に「学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部において定める。」と規定され、学則に基づいて、全学共通科目履修規則及び学部専門科目履修規則・内規並びに試験規則・内規において、定期試験及び学習の評価、単位認定について定めている。

学習の評価は、全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目ごとに担当教員が100点満点で採点し、秀（100～90）・優（89～80）・良（79～70）・可（69～60）・不可（59～0）の5段階評価とし、秀、優、良、可、を合格としている。

成績評価基準は、規則等（履修規則・内規及び試験規則・内規）や教育要項等（各学部学科教育要項（シ

ラバス)及び教養部履修の手引き)としてウェブサイト公開するとともに、ガイダンス等により学生への周知を行っている。臨床実習や卒業論文等に関する単位認定についても、各学部学科において判定基準が作成され、教育要項に明記されている。成績評価については、各学部学科の教育委員会で審議され、各教授会の議を経て、毎年度実施されている。

また、厳格な成績評価のためにGPA制度を取り入れており、各学部学科の履修内規やシラバスに詳細を定め、学生に周知の上、成績評価の点数化を実施している。さらに、学部・学科間で係数に偏りが生じていないかなど、成績の一指標として機能させるための妥当性・正確性について、教育推進協議会において、医学部及び歯学部における成績分布等を踏まえて検証作業を実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-3③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、学則、試験規則及び履修規則に、成績評価の基準を定めるとともに、試験、小テスト、レポート及び出席状況・平常態度等をどのように成績評価に反映させるかについて、シラバスに記載している。

成績評価は、科目責任者又はモジュール担当教員が成績評価を行い、各学部学科の教育委員会及び教授会の審議を経て、教務担当事務を通じて学生に通知されており、評価の妥当性を科目責任者等以外が判断する体制が構築されている。さらに、教育推進協議会の下にWGを設け、成績分布について一定のガイドラインを設定する方向で検討を行っており、ほぼ成案を得ている。

成績評価に異議がある学生は、各教務担当事務又は直接担当教員に申し出ることができる体制をとっており、必要に応じて各教育委員会が学生の異議申立てに対して確認を行う体制となっている。全学共通科目については、学習の評価及び再履修についての教養部申合せを規定しており、成績評価について異議がある学生は、所定の期日までに「教養部成績評価異議申し立て書」を提出することとしている。しかし、学部専門科目については、成績評価の異議申立てについての規定は整備されておらず、改善が必要である。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置がおおむね講じられていると判断する。

5-3-4 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、全学共通科目履修規則及び専門科目履修規則において、学年ごとの進級要件を定めるとともに、専門科目履修規則において、卒業認定は、学則に定める年限を在学し、各学部学科に定める単位を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う旨を規定している。

卒業認定基準は、規則(学則・履修規則)や各学部学科シラバスをウェブサイト公開するとともに、ガイダンス等により学生に周知を図っている。卒業論文等に関する単位認定については、各学部学科において判定基準が作成され、シラバスに明記している。

卒業認定については、各学部学科において、学生の成績一覧(単位取得状況一覧)を作成し、教育委員会の議を経て、教授会において審議している。その後、当該教授会の意見を聴いて、学長が行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針は、各研究科（専攻）が、大学及び当該研究科（専攻）の教育理念に基づいて、それぞれの専攻・課程で定められている。

例えば、医歯学総合研究科（修士課程）医歯理工学専攻では、「人類の健康と福祉に関する幅広い知識および高い倫理観を有する教育者、研究者、技術者等を育成するため、専門分野だけでなく、医学、歯学、生命理工学を中心とした多分野融合教育を推進する。

1. 早期に研究能力が修得できるカリキュラム編成としている。
2. 1年次初期において医歯科学および疾病における広範な基礎的知識を修得するための科目を設置している。
3. 医療倫理、安全管理を含めた、病院実習、臨地実習科目を設置している。
4. 学生の進路希望に対応した学位取得を可能とするために、各々の希望に沿った履修モデルを設定している。
5. 医学領域、歯学領域、口腔保健学の教育、研究、実務に従事する人材を育成するため、専門知識の修得に必要な関連科目を設置している。
6. 生命理学、生体工学の教育、研究、実務に従事する人材を育成するため、専門知識の修得に必要な関連科目を設置している。
7. 所属専攻分野を超えた生命科学領域の高度な専門知識の修得のため、専門の異なる複数教員による医歯工連携科目を基礎科目として設置している。
8. 所属専攻分野を超えた生命科学領域の高度な専門知識の修得のため、充実した専門発展科目を選択科目として設置している。
9. 所属専攻分野における高度な知識および実務能力の修得のために、演習・実習科目を設定し複数教員による指導を行う。
10. 博士課程進学希望者に対して、研究を自ら立案・遂行できる能力を修得させるカリキュラム構成としている。」

と定めている。

また、医歯学総合研究科（博士課程）医歯学系専攻では、「医学・歯学領域での高度な研究・教育・医療における専門性を追求するとともに、分野間あるいは他領域との連携、生命科学に必要な倫理的・社会的な側面についても十分対応できるよう、またコースワークとリサーチワーク（研究実習）のバランスおよびそれらの有機的なつながりを重視して教育を推進する」として、13項目の具体措置を定めている。

他の専攻等においても同様に定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院は、医歯学総合研究科に修士課程（2コース）と博士課程（2専攻）、保健衛生学研究科に博士課程（2専攻）、博士前期課程（1専攻）、及び博士後期課程（1専攻）を置いている。

授与される学位は、大学院学則において明示し、学位の名称は、学位規則第2条に定め、専攻分野の名称を付記している。授与される学位に付記される名称は、修士（医科学、歯科学、理学、工学、口腔保健学、医療管理学、医療政策学、保健学）、博士（医学、歯学、学術、理学、工学、看護学、保健学）である。

各研究科の教育課程は、授与する学位及び目標とする人材育成に対応して、教育目的や教育研究の特性を踏まえ、教育課程の編成・実施方針に基づいて、多様かつ系統的な授業科目を開設している。各学問分野は、多様で高度化する学術内容の進展に対応し、求められる知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるよう編成されている。

医歯学総合研究科では、医学歯学の講座の統合連携、基礎と臨床の密着による臨床指向型研究の推進及び専門・先端領域の分化とその統合を特徴として、共通科目授業と講座別授業を編成し、保健衛生学研究科では、看護学と検査学を飛躍的に発展させるため、現在と将来にわたって社会的ニーズの高い内容について、授業科目を編成している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズに対応して、医歯学総合研究科では、学生の研究技術の支援のため、研究・産学連携推進機構医歯学研究支援センターで、最新機器を含む実験施設の使用方法及び実験技術の講習会を行っている。また、学生の希望に基づいて、学外講師による専門性の高い特別講義を通年でを行い、全学生に開放している。さらに、医歯学総合研究科（修士課程）の医療管理政策学（MMA）コースでは、授業後の学生の意見を授業内容や方法、次年度のコース設定の参考にしている。保健衛生学研究科では、社会人学生の割合が多いことから、長期履修制度の積極的な活用を促している。また、平成26年度より総合保健看護学専攻を改組し、看護系大学院では全国初となる5年一貫制博士課程看護先進科学専攻を設置し、長期的視野に立った研究計画立案を可能としている。

学術の発展動向への配慮としては、授業科目の目的達成にふさわしい研究分野の教員を配置し、教員の研究活動や学会活動の成果を含めた学問分野の基礎研究や最先端の研究を教育している。また、医歯学共通の基礎分野の最先端研究成果について、最新の学問知識を得るため、学内外より招いた講師によるセミナーを開催している。

社会からの要請への取組として、平成24年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン事業」において、従前の「がんプロフェッショナル養成プラン」の延長である「次世代がん治療推進専門家養成プラン」が採択され、各種低侵襲がん治療法の習得、がん臨床研究の推進と質向上に貢献できるがん専門薬剤師の養成、がん治療機器の開発に従事できる人材の養成を図っている。

また、平成24年度文部科学省「大学間連携共同教育推進事業」において、6大学（東京医科歯科大学、信州大学、福島県立医科大学、北里大学、上智大学、沖縄科学技術大学院大学）提携の「研究者育成の為に行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開（CITI Japan プロジェクト）」（基幹校：信州大学）が採択され、e-learningを活用した教育課程を通して、倫理教育の重要性を広げる取組を推進している。

さらに、平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプA：トップ型）」において「TMDU型グローバルヘルス推進人材育成構想：地球規模での健康レベル向上への挑戦」が採択され、ガバナンス体制強化、教学マネジメント改革、全体的な教育改革、海外教育研究協力拠点の拡充及びそれらを活用した積極的な教育研究の展開に向けた取組を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の研究領域及び教育目的に対応して、講義、演習、実験、実習が配置され、少人数授業、対話・討論型授業等、教育内容に応じた様々な工夫がなされている。

医歯学総合研究科では、ジャーナルクラブ、研究発表会、PBL、学外研修、ネイティブスピーカーによる英語指導、国内外の学会参加の奨励等を行っている。

保健衛生学研究科では、講義は、学生に発表、討議、セミナーを行わせ、主体的に関わる工夫をしている。実習は、講義と演習を組み合わせ、学んだことを臨床で実践・検証し、実習後にディスカッションを行っている。

共同災害看護学専攻では、テレビ会議システムを用いた「学生直接参画型」の遠隔授業方法の導入、LMS (learning management system) による学生と教材の管理及び学習進捗状況の管理等、最新メディア機器を駆使した教育体制を取り入れている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業を行う期間は、年間35週及び1学期15週を原則としており、各授業科目の授業時間については、試験の期間を除いて15週相当の学習時間を確保している。

単位の实質化の取組では、入学時ガイダンスに教員による履修指導、シラバスの配布を行って、学習、研究に対応した指導体制をとっている。主体的な学習促進のため、関連図書・文献の利用環境の整備・充実を図り、e-learningを活用した自主的学習環境の整備を行っている。

また、医歯学総合研究科（博士課程）では、大学院セミナーや大学院特別講義への出席回数を指定しているほか、保健衛生学研究科でも、多くの科目で学生の予習を前提としたプレゼンテーション、ディスカッションを行うなど、各研究科において、単位の实質化へ配慮した取組を行っている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、大学の教育理念及び各研究科の教育目標に基づいて、適切に作成されており、大学院学則をはじめとした各種規程及び時間割等を含めてシラバスとして、学生に配布され、ガイダンス等においても説明が行われている。

シラバスの活用については、ガイダンスでの説明のみでなく、ウェブサイト上にシラバスの内容を公開しており、随時、授業内容や履修要件を確認できるようにしている。シラバスの内容についても、教育的、教育内容、評価方法、授業の進行等について具体的かつ詳細に記載して、学生が各科目の趣旨を十分理解し、学習に活用できるように工夫されている。

実際の活用状況については、各研究科で行っている授業評価アンケートにおいて、シラバスに関する項目を設けている。例えば、医歯学総合研究科（修士課程）医歯理工学専攻のアンケートでは、シラバスについて、充実していると回答した学生が、平成24年度は75%、平成25年度は87%であった。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、授業内容の確認等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

医歯学総合研究科（修士課程）の医療管理政策学（MMA）コースは、主として社会人対象のコースであるため、講義の開講時間を18時から21時10分に設定して授業を行っている。

「次世代がん治療推進専門家養成プラン」の講義も、社会人大学院学生の受講を想定して、がん専門医師養成コース18時30分から21時30分、インテンシブコース（がん医療事務職員養成コース）18時から21時10分の講義を基本としている。また、社会人大学院学生が多数在籍することを勘案して、大学院特別講義の多くを17時から18時以降に開催している。

平成26年度に開講した「疾患予防科学コース・領域」では、講義はすべて19時に開講、あるいは、集中講義形式として土曜日に実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

研究指導は、大学院学則及び学位規則に基づいて実施され、各研究科分野において、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、研究指導が行われている。

基礎及び臨床における教育研究のレベルアップを目的として、大学院学生の研究の質の向上を図り、若手研究者への指導を行うため、複数の分野の教員による複数指導体制が整備されている。

医歯学総合研究科（博士課程）では、大学院学生1人に対して基礎系と臨床系の指導教員が、主・副指導教員として指導に当たる複数指導体制を採用している。大学院学生は、自身の所属研究科分野以外の教員から研究指導を受けることにより、専門分野においても、研究指導、人材育成が行われている。

同研究科（博士課程）の生命理工学系専攻では、複数指導体制を強化するため、学外教員を含む2人のアドバイザー教員を加えて、「課題研究の中間アドバイス制度」を実施している。この制度は、博士課程2年次以上の学生を対象に、課題研究の中間レポートを提出させ、副指導教員とアドバイザー教員2人の計3人による面談を行い、研究活動が順調に進んでいるかを確認し、専門的立場から課題研究及び学位申請に向けたアドバイスを行うもので、必要に応じて教務委員による指導や追加面談を実施している。複数指導体制及び中間アドバイス制度においては、学際生命科学コンソーシアム構成大学の学外教員が指導教員あるいはアドバイザーとなることにより、質の向上を図る体制を強化している。修士課程においても、学生の希望により副指導教員を選出し、多面的な論文作成指導を受けられる体制としている。

保健衛生学研究科においては、研究指導と学位論文作成について、指導教授が指導に当たるだけでなく、他分野の教授等、複数教員による指導体制を整備している。学生の研究計画の問題点等を他分野の教員も交えて議論する研究計画審査会を適宜開催して、様々な問題を抱えた学生に早期に対応している。学位論文の研究を計画的に進めるため、年度始めに研究論文完成までの年度予定を組んで、学生に周知を図って

いる。

同研究科（博士課程）の共同災害看護学専攻では、当該大学、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、日本赤十字看護大学の5大学の教員による複数指導体制をとっている。学生は、自身の研究テーマに応じて、対面及び遠隔システムを利用した指導を受けられる。

平成26年度より、複数指導体制による多分野融合や基礎・臨床融合型教育研究をさらに推進し、研究科全体の教育研究力を活性化させるため、講座と分野の中間的組織として、複数の分野で構成する領域を置く「領域制」を両研究科の一部分野より開始するなど、他分野の学生の指導にもきめ細かく対応出来る体制を強化している。

倫理教育については、毎年4月、初期研究研修プログラムで研究倫理の解説を行っている。また、大学院学生向けの安全管理や研究倫理に係る説明会や全研究者に受講を義務化している「研究倫理講習会」等を開催している。また、不正計画防止推進部署が作成した「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」を入学時に全員に配布している。さらに、CITI Japan プロジェクトのe-learningプログラムを研究倫理教育の教材として採用し、大学院学生全員に受講を義務付けている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与方針は、各研究科（専攻）において、大学及び当該研究科（専攻）の教育理念に基づき定められている。

医歯学総合研究科（修士課程）の医歯理工学専攻では、

「所定の期間在学し、医歯理工学専攻の開設科目や本専攻が認めた他大学の授業科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う修士論文又は課題研究報告の審査および最終試験に合格した以下のいずれかの学識および実務能力を修得した者に、対応する名称の学位を授与する。

1. 修士（医科学）

医学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

2. 修士（歯科学）

歯学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

3. 修士（理学）

生命理学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

4. 修士（工学）

生体工学領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。

5. 修士（口腔保健学）

口腔保健領域の教育、研究、実務に従事できる人材となっており、高度な学識および実務能力を修得している。」

と定めている。

また、医歯学総合研究科（博士課程）の医歯学系専攻では、

「所定の期間在学し、医歯学系専攻の開設科目を履修して修了要件単位数を修得し、本専攻が行う博士論文の審査及び最終試験に合格した次の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、医学領域においては博士（医学）、歯学領域においては博士（歯学）、医学・歯学の連携領域又は多分野領域においては博士（学術）とする。

1. 卓越した研究成果をあげており、人類の健康と福祉に貢献できる研究能力を有している。
2. 高い専門性と倫理観を持ち、先駆的、独創的研究を指導できる能力を有している。
3. 医歯学教育に関する多面的な知識と専門的知識をあわせ持ち、医学界、歯学界をリードする能力を有している。
4. 高度専門的医療人として、臨床研究において先駆的医療の発展に寄与できる能力を有している。」

と定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、大学院学則第 19 条に「各授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の 5 種とする」と定めており、各授業科目に関する到達目標及び成績評価の方法は、各研究科（専攻）のシラバスに記載している。

GPA 制度は、「大学院 GPA 制度に関する要項」において、制度の運用に必要な事項に定めている。第 3 条で評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示した上で、大学院学則第 19 条に基づく成績の点数化（秀＝4、優＝3、良＝2、可＝1、不可＝0）について定め、第 4 条で GPA の種類及び計算方法について定めている。

成績評価基準は、各研究科（専攻）のシラバスに掲載され、学生に配布されるとともに、ガイダンス及びウェブサイトへの掲載等により周知を図っている。

成績評価及び単位認定については、授業担当教員が、大学院学則及び大学院 GPA 制度に関する要項並びに各授業科目の成績評価方法に基づき、学生の学習状況や研究内容等について、多面的に成績評価を行うとともに、各教育委員会の議を経て、研究科委員会等において単位認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価基準を大学院学則において定めるとともに、成績評価方法を研究科（専攻）のシラバスに記載しているほか、大学院 GPA 制度に関する要項において、評価及び授業科目の到達目標の達成度に応じた評価基準を明示した上、大学院学則に基づく成績の点数化及び GPA の種類並びに計算方法を定めている。

成績評価に異議が生じた場合は、学生が学務部学務企画課若しくは直接担当・指導教員に申し出ることができる体制をとっている。さらに、調査が必要な場合は、各研究科教育委員長が対応を検討するとともに、必要に応じて多くの教員からの判断を得るため各研究科教育委員会等で審議する。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位論文の審査方法は、学位規則に基づいて、各研究科で、学位論文審査及び試験についての内規を作成して、学位論文提出資格、論文審査委員会等の詳細を定めている。

平成 26 年度からは、学位授与方針を踏まえ、学位論文審査のより具体的な全学の評価基準を「大学院学位論文審査基準」として定めている。ウェブサイトに専用ページを設け掲載しているほか、当該規則等をシラバスに掲載し、冊子体にて学生に配布し、ガイダンス等を通じて周知を図っている。

学位論文の審査については、学位規則及び各研究科の内規により、審査委員会の構成などの詳細を定めている。審査委員会においては、学位論文審査基準に基づいて、審査が実施され、最終的に各研究科運営委員会等が学位授与についての議決を行っており、毎年度実施されている。

学位申請論文の対象となった研究については、事前に学内の倫理審査委員会等の承認を得ているか、また、学位申請者自身が研究活動上の不正行為を行っていないか等を確認するため、学位申請時に「確認書」を学生と指導教員連名で提出することを義務化し、内容を各関係委員会で精査している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 5 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医学部と歯学部を併せ持つ医療系総合大学としての特色を活かし、複数学科の学生が共通の目標に向かって学ぶ融合教育課程を開発し、平成 23 年度より導入しており、複数学科の学生が共同で学ぶことにより学習効果が高まるもの、そして将来、連携・協調の下に包括的医療を提供するための基盤となるものを教育対象とし、6年間を通して、体系的に整理された様々な学習段階で共に教え合いながら学ぶ機会を創出している。
- 大学基金から奨励金を支給することにより「海外研修奨励制度」をはじめとし、学生が海外で学ぶ機会を多数設けている。
- 平成 24 年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業」に採択され、リーダー養成英語選抜プログラム (Health Sciences Leadership Program) 等の英語教育強化により、グローバル人材の育成に取り組んでいる。
- 平成 24 年度文部科学省「大学の世界展開力強化事業」において「東南アジア医療・歯科医療ネットワークの構築を目指した大学間交流プログラム」が採択され、チュラロンコーン大学、インドネシア大学及びホーチミン医科薬科大学と連携してコンソーシアムを形成し、我が国が有する先進的な医療・歯科医療機器や材料、最新の医療・歯科医療技術等を基盤として、日本の医歯学領域の世界展開力を強化する取組となっている。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」において「TMDU型グローバルヘルス推進人材育成構想：地球規模での健康レベル向上への挑戦」が採択され、ガバナンス体制強化、教学マネジメント改革、全体的な教育改革、海外教育研究協力拠点の拡充、及びそれらを活用した積極的な教育研究の展開に向けた取組を実施している。

- 平成 24 年度文部科学省「基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成事業」において「シームレスな次世代研究者養成プログラム」、「国際基準に対応した医学教育認証制度の確立」、及び「歯学教育認証制度等の調査研究」が、また、文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン事業」において「次世代がん治療推進専門家養成プラン」が、平成 26 年度文部科学省「未来医療研究人材養成拠点形成事業」において「IQ・EQ両者強化によるイノベーター育成～IQ（高い知能・技能）とともにEQの強化を基点とした、医療現場の変革を可能にするイノベーターの育成とイノベーション文化の醸成～」、さらに、文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム」において「PDCA医療クオリティマネージャー養成」、「健康長寿を育む歯学教育コンソーシアム」、及び「健康長寿に貢献する実践的チーム医療人育成」が採択され、教育改革に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 学部専門科目における成績評価の異議申立て制度が整備されていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部の休学、退学・除籍、留年は、平成26年度、医学部で休学率0.6%、退学・除籍率0.5%、留年率2.6%、歯学部で休学率0.6%、退学・除籍率0.0%、留年率3.7%となっており、平成22～25年度も同様に、おおむね低い数値となっている。

標準修業年限内卒業率は、学士課程では過去5年間（平成22～26年度）の平均値が88.0%、「標準修業年限×1.5」年内卒業率が94.8%となっており、良好といえる。

各学部学科に関連する国家試験の平成24～26年度の平均合格率は、医師94.8%、歯科医師79.0%、看護師96.9%、保健師99.4%、臨床検査技師94.3%、歯科衛生士100%と、高い数値を示している。

なお、歯科医師国家試験の平成26年度の合格率は81.7%であり、全国公立大学の中で1位となっているほか、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻における社会福祉士の合格率は53.6%となっている。また、平成26年度に初めて卒業生を出した歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻では、歯科技工士国家試験の合格率が100%となっている。

大学院課程では、平成26年度、休学、退学・除籍、留年は、医歯学総合研究科修士課程で休学率1.7%、退学・除籍率3.9%、留年率2.2%、同研究科（博士課程）で休学率2.5%、退学・除籍率3.0%、留年率8.3%、同研究科（博士後期課程）で休学率0.0%、退学・除籍率5.2%、留年率0.0%、保健衛生学研究科（博士前期課程）で休学率0.0%、退学・除籍率2.0%、留年率0.0%、同研究科（博士後期課程）で休学率1.4%、退学・除籍率11.5%、留年率21.7%となっている。学生数が少なく社会人学生の割合の高い保健衛生学研究科（博士後期課程）の退学・除籍率、留年率が若干高くなっているほかは、おおむね低い数値であり、平成22～25年度も同様に、おおむね低い数値となっている。

標準修業年限内修了率及び「標準修業年限×1.5」年内修了率について、過去5年間（平成22～26年度）は、医歯学総合研究科（修士課程）医歯理工学専攻でそれぞれ91.8%、92.4%、同医療管理政策学（MMA）コースで84.3%、90.8%、医歯学総合研究科（博士課程）医歯学系専攻で70.3%、78.8%、医歯学総合研究科（博士課程）生命理工学系専攻で77.8%（平成26年度のみ）、保健衛生学研究科（博士前期課程）総合保健看護学専攻で85.8%、91.1%、同生体検査科学専攻で94.1%、97.0%、保健衛生学研究科（博士後期）総合保健看護学専攻で31.2%、31.2%、同生体検査科学専攻で53.7%、57.7%となっている。医歯学総合研究科（博士課程）及び保健衛生学研究科（博士後期課程）を除く課程は、おおむね80%を超えている。

医歯学総合研究科（博士課程）及び保健衛生学研究科（博士後期課程）については、時間的制約のある

社会人学生の割合が多いことも標準修業年限内修了率の低い一因と考えられるが、当該研究科委員会等において標準修業年限内に修了できるように学生を指導する旨の周知、特に保健衛生学研究科（博士後期課程）では、社会人学生に対して長期履修制度の積極的な活用を促進することを図っている。

博士論文については、単著あるいは学生が筆頭著者の共著であることを条件としている。医歯学総合研究科では、国際的に高い評価の学術誌に掲載された多くの研究がある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

各学部・研究科及び教養部において、学生の授業評価アンケート、卒業前カリキュラム満足度調査等を行っている。

教養部の授業評価アンケートでは、授業に関して「多くのことを学んだか」という設問に対し、「多くを学んだ」「やや多くを学んだ」と回答した学生が7割を超える科目が、平成22年度は76.4%、平成23年度は74.0%、平成24年度は73.6%、平成25年度は87.1%と、高い評価を受けている。

医学部医学科では、全課程を修了した学生を対象とした卒業前カリキュラム満足度調査において、医学を学ぶ機関として当該大学を選んだことについて、「とても良かった」「良かった」と回答した学生が、平成22～25年度は一貫して80%以上で、高い評価を得ている。

歯学部歯学科では、平成22～25年度の学生による授業評価において、全77ユニットのうち、平成22年度は75、平成23年度は76、平成24年度は75、平成25年度は全ユニットで4点以上（5点満点）であり、平均4.5点以上という、高い評価を得ている。

その他の口腔保健学科等でも同様の調査を行っており、大学院でもアンケートを実施し、おおむね肯定的な結果が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業生の進路状況は、大学院等進学8.7%、就職者32.8%、臨床研修医45.3%、その他13.2%となっている。

学科単位でみると、医学科では大学院進学1.2%、臨床研修医86.9%、その他11.9%、保健衛生学科では大学院・大学進学23.5%、就職者67.4%、その他9.0%、歯学科では臨床研修医78.3%、その他21.7%、口腔保健学科では大学院進学3.1%、就職者84.4%、その他12.5%となっている。

医学科及び歯学科では、卒業生の大部分が臨床研修医となっている。医学科の臨床研修医のうち、83.6%が当該大学医学部附属病院で研修し（自大学出身者：52.1%）、16.4%が他病院で研修している。歯学科では、歯科臨床研修医となった者のうち65.5%が当該大学歯学部附属病院で研修プログラムに参加し、34.5%は他病院で臨床研修を受けている。保健衛生学科及び口腔保健学科の就職者は、保健師・助産師・看護師や医療従事者等の医療関連が大半を占め、進学者では教育者、研究者を志す学生が多いことから、学生が在学中に得た知識や経験、技術等を活かす進路に進んでいるといえる。

修了生の進路状況は、進学8.0%、就職者53.6%、臨床研修医5.3%、その他38.4%である。

研究科等単位でみると、医歯学総合研究科（修士課程）では、進学20.0%、就職者68.0%、その他12.0%、博士課程では、進学1.0%、就職者49.3%、その他49.8%、保健衛生学研究科（博士前期課程）では、進学25.9%、就職者37.0%、その他37.0%、博士後期課程では、就職者50.0%、その他50.0%となっている。なお、その他には、進学や就職の準備中の者等が含まれる。

医歯学総合研究科（修士課程）では、医療関連企業や研究開発機関等への就職者が多く、博士課程では、半数近くが就職し、その大多数が医師、歯科医師などの医療あるいは保健衛生関連の職種及び大学教員などの教育関連（研究職を含む）の職種に就いている。また、医療管理政策学（MMA）コースは、大半は社会人入学者で、若干名が博士課程に進学、多くは医療関連、医療管理政策の分野の指導的立場の職に転職している。保健衛生学研究科では、進学のほか、医療職、医療関連企業、大学教員等の職種に就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 26 年度、就職先企業等を対象に、卒業（修了）生の評価についてアンケートを実施し、結果を各学部・研究科に分類し、分析を行っている。

アンケートの教育理念に関する項目では、「幅広い教養（身に付けている教養）」は 99.0%、「自己問題提起・自己問題解決能力」は 92.0%、「国際感覚（国際感覚、語学力）」は 81.0%が「高い」「やや高い」と評価されている。卒業（修了）生に関するその他の項目及び学部学科・研究科別に分類したアンケート結果でも、同様に高い評価を受けている。

また、平成 26 年度には、平成 25 年度卒業（修了）生を対象に、「幅広い教養」「自己問題提起・自己解決力」「国際感覚・語学力」の各項目について、在学中に身に付いたか、現在役立っているかという観点でアンケートを行っている。

アンケート結果では、在学中に身に付いたと回答した卒業（修了）生は、「幅広い教養」で 81%、「自己問題提起・自己解決力」で 87%、「国際感覚・語学力」で 52%であった。現在役立っていると回答した卒業（修了）生は、「幅広い教養」で 82%、「自己問題提起・自己解決力」で 88%、「国際感覚・語学力」で 58%となっており、おおむね高い評価を受けている。

さらに、卒業生からの個別の意見聴取、就職説明会の機会に得た情報では、当該大学附属病院の臨床研修医となった多くの卒業生は、在学中に得た知識や経験が卒業後に活かされていると回答している。歯学部口腔保健学科で、卒業生から意見聴取を行ったところ、学科教育で身に付けたコミュニケーション力、企画力、プレゼンテーション力並びに PBL チューリアル教育、卒業研究で養成された情報の収集及び科学的吟味の力が卒業後活かされていると回答している。医学部保健衛生学科の就職ガイダンスでは、卒業生及び就職先病院の検査部長や企業の人事担当者等の講師から、卒業生の活躍や大学の教育について高い評価を受けている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
- また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、湯島・駿河台地区、国府台地区に主要キャンパスを有し、その校地面積の総面積は95,368㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計120,311㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

湯島・駿河台地区には、講義室、研究室、附属病院、附置研究所、附属図書館、各種実験施設等が整備されており、国府台地区には、講義室や研究室等に加えて附属図書館分館、屋外運動場、プール、体育館、国際交流会館、国際学生宿舎等が整備されている。

施設の有効活用を促進し、教育研究活動の活性化を図るため、共用スペースの確保やスペースの再配分を行い、再生医療研究センター、リサーチ・ユニバーシティ推進機構、スポーツサイエンス機構及び長寿・健康人生推進センター（医学部附属病院）等のスペースも確保している。また、施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づいて、既存施設の有効活用を進めるための学長裁量スペースを確保している。

バリアフリー化については、エレベーター、自動ドア、スロープ、点字ブロック、身障者用駐車場、身障者用トイレ等を設置している。

耐震改修の必要性を把握するため、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の劣る湯島地区2号館及び5号館や国府台地区の図書館の耐震補強を実施している。湯島・駿河台地区・国府台地区における建物の耐震化率は100%である。

湯島・駿河台地区においては、警備員室（守衛室）が設置されており、警備員が常駐し、夜間、土・日及び祝日も含め1日2～5回程度の巡回を行っている。また、防犯カメラを設置するなど警備、防犯に努めている。国府台地区（教養部）でも同様に構内巡回・点検・緊急時対応を警備会社に業務委託し安全を図っている。

災害発生時に学生及び教職員の避難に必要な非常用放送設備等の更新、大規模災害時の水を確保する井水浄化設備の設置、高置水槽及び受水槽の更新を行い、防災機能を強化している。さらに、全地区の全エレベーターを地震時管制運転装置付に改修するとともに、建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備を改修している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

平成22年度、教育・研究に必要な資料の管理、医歯学メディア教育開発や情報通信技術の利用促進を目的に、図書館情報メディア機構を発足させた。

ICT環境は、平成6年度に構築されたキャンパス情報ネットワークシステムを基盤として、技術の進展、学内ニーズの変化、社会情勢の変化に合わせて、セキュリティの強化に取り組みながら運用している。演習室、自習室、リフレッシュルーム、図書館等にパソコンを、講義室や図書館に無線LANを設置している。

平成23年度から、大学全体の情報化グランドデザインに取り組み、統合認証や複合ポータル等の導入等を進め、情報セキュリティ・個人情報保護講習会の開催、情報セキュリティガイドラインの整備等、教職員のICT知識の向上に取り組んでいる。さらに、教員の業績は「研究情報データベース」で学内外に発信している。

平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において「コンピュータによる診療模擬実習の展開」が採択され、支援終了後も臨床現場に即した多種多様な経験ができるコンピュータシミュレーション教材を独自に作成・活用している。

また、テレビ会議システムを用いて、講義室と附属病院をつなぎ、リアルタイムで質疑応答する臨床ライブ授業、国内外の大学との講義同時中継、講義映像の収録・配信等を行っている。成績やシラバス等の管理を行っているキャンパス教育支援システムのID発行数は、学部学生1,473人、教職員2,482人、登録授業科目数531科目（平成26年度後期）である。

教材作成・テレビ会議・映像配信の各システムとパソコンについては、図書館情報メディア機構の教育メディア開発部（教員2人、事務職員1人）と図書館メディア推進課メディア情報係（事務職員1人、技術職員2人）が維持・管理に当たっている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館（本館）は、総面積4,644㎡、うち閲覧室は2,222㎡、書架延長は6,643.5㎡、座席数301で、パソコンを常置した情報検索室等を備えている。国府台分館は、平成26年度に改修を終え、平成27年度より集密書架やアクティブ・ラーニングスペースを備え、再開した。本館及び分館合わせて、平成26年度実績では、入館者数143,663人、貸出図書18,898冊である。

資料構成は、本館では、医学・歯学・生命科学等、学科・研究科に特化したもの、分館では、医療人に求められる教養教育に必要な幅広い分野のものとなっている。蔵書数は、本館は、図書223,762冊、プリント版学術雑誌3,511種、視聴覚資料336点、分館は、図書85,548冊、プリント版学術雑誌239種、視聴覚資料840点である。これらの資料は、図書館業務システムで管理し、OPACで学内外から所蔵場所や貸出状況が確認できる。ほかに、電子ジャーナル8,790タイトル、電子ブック319タイトル、データベース9タイトル、文献管理ツール3種を提供している。

資料収集は、学部学生用にはシラバス掲載図書を重点的に、大学院学生・教職員には研究に有用な電子ジャーナル・データベースの提供を目標としている。新年度開始時に教科書・参考書が利用できるよう、キャンパス教育支援システムでは、次年度のシラバスを確認している。電子ジャーナルは、前年度利用実績を集計するとともに、学内各分野のニーズを確認するため重要度調査を毎年度行い、それに基づいて

ジャーナルの重み付けを行っている。これらを基に、図書館運営委員会下の選書専門委員会で、購入図書や電子ジャーナルのタイトル入替を決定している。

図書は、閲覧室と自動書庫に配架され、自動貸出機又はカウンターで館外貸出手続きを行っている。所蔵していない資料は、相互利用協定を締結した大学での貸出や閲覧が可能であり、それ以外の大学図書館からも取り寄せている。資料の依頼や貸出期間の延長などは、附属図書館が提供するオンラインサービスを使用し、電子ジャーナルやデータベース等のウェブサービスは、学内外からVPNで利用できる。

学術情報資源の有効活用のため、毎年、図書館職員が授業やオリエンテーションで、学部学生、大学院学生、留学生に文献検索等、資料の活用方法を説明している。また、個別のデータベースや文献管理ツール等のより詳細な講習会も開催している。特に、臨床支援データベース「Up To Date」「Cochrane Library」については、多忙な医療従事者が参加しやすいように、医学部附属病院で出張講習会を行っている。

図書館の入館は、誰でも可能であり、他大学にあまり例の無い、電子ジャーナルの閲覧（無料）とプリントアウト（有料）を認めている。館内のセキュリティでは、入退館ゲート（ブックディテクションシステム）や防犯カメラを設置し、防災対策としては、アンカーボルトや上部連結転倒防止を図っている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

湯島・駿河台地区と国府台地区に、自習室、演習室を整備し、パソコンを設置するほか、一部の自習室、演習室を終日開室するなど、自主学習が行いやすい環境を整えている。

図書館本館は、閲覧室、情報検索室に加えて、有料コピー機6台（うち4台はプリンタ兼用）、パソコン設置、無線LAN等を整備しているほか、活発かつ能動的に学習ができるラーニング・コモンズを設置している。開館時間は平日8時30分から22時、土日祝は10時から18時30分で、年末年始と計画停電時を除き休館日は設けていない。館外貸出は5冊まで、期間は2週間（製本雑誌は1週間）である。平成26年度の学生の館外貸出人数8,963人、貸出冊数15,204冊であった。

国府台分館は、グループ学習に適した可動式の机と椅子を配置し、情報検索・e-learning用のパソコンとLAN環境を整えたラーニング・コモンズを設置している。開館時間は平日9時から20時（長期休暇中は9時から17時）、土日祝、年末年始と計画停電時は休館である。館外貸出は5冊まで、期間は2週間である。平成25年度の学生の館外貸出人数605人、貸出冊数1,178冊であった。

各学部・研究科及び教養部は、自主学習環境の充実のため様々な取組を行っている。医学部医学科では、自習時間の確保のために、平成23年度入学生より5時間目の講義を原則として廃止している。歯学部歯学科では、問題発見・解決型の診療シミュレーション教材を独自に開発し、臨床現場を体験学習させるe-learning教材を活用し、指定した授業時間内はもちろん、時間外に自宅からでも体験学習ができるように整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程・大学院課程とも、入学者及び在学生に対して、適切にガイダンスを行い、授業の履修、専門や専攻の選択の指導を行っている。

学士課程では、新入生オリエンテーションにおいて医療人としての動機付けを行っているほか、教養科目、専門科目それぞれでガイダンスを行っている。

各年次学生には、4月当初に科目履修、専門科目等についてのガイダンスを行うほか、PBL、臨床実習、自由選択学習（プロジェクト Semester）、複合領域コース等、それぞれのプログラム開始前に説明会を行っている。

大学院課程では、各研究科別にガイダンスを行っているほか、医歯学総合研究科では初期研究研修プログラムとして、研究等に関する必要事項についてのガイダンスを行っている。

留学生に対しては、4月と10月にオリエンテーションを実施し、健康管理、大学生活に必要な諸手続、日本での研究・勉学及び日常生活等について説明し、円滑な学生生活が送れるよう支援している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、学生からの授業評価、授業評価アンケートや担当教員が直接学生と面談することなどにより把握しており、学生相談、助言、支援については、学生支援・保健管理機構内の学生・女性支援センターが対応し、勉学や生活に関する学生からの相談等について日本語及び英語で対応している。

各学部学科及び教養部では、担当教員制度を置いている。教養部では学生委員会（5人）、指導教員（留学生対象）が、医学部医学科では学生グループ担任制（1～6年次生の縦断的グループ12～13人に教授又は准教授1人）、同保健衛生学科では学年担当教員制（1～4年の各学年に教員1～2人）、歯学部では学年担当教員制（各学年に教員1人）を採用して、学生の日常生活、研究・教育上の相談に対応している。

各学部学科及び教養部の学生委員会あるいは教育委員会等では、学生の要望や相談等を基に、学生のニーズに合った学習環境の整備等について検討し、改善を行っている。

平成26年度より学生による学生のための支援制度として、学部2年次以上の学生がサポーター（相談役）となり、下級生の相談（修学、進路、学生生活等）を受けるピア・サポート制度を開始している。同制度では、週に2日程度、学生支援課内にサポーターが待機して、随時下級生の相談に応じているほか、電子メールによる相談も受けている。

学生支援・保健管理機構は、学生の海外派遣に関する助言・支援等の業務も取り扱い、特に、海外研修派遣学生に、海外事情、危機管理を含めた心構え等のアドバイスを行っている。国際交流センター（グローバルキャリア支援室）では、学生の要望に応え、海外研修プログラムに参加する学生やこれから海外留学を考えている学生のために、「TOEFL-CBT受験のための集中セミナー」を実施している。

特別支援が必要な学生への学習支援については、障害のある学生等には学生・女性支援センターが窓口となって相談を受け、学生支援・保健管理機構事務部学生支援課、学務部、各学部事務部、その他関係部署と連携して対応している。

留学生については、日本人学生に留学生のチューターを委嘱し、入学して間もない留学生の日常生活サポートや学習支援を行っているほか、日本語研修コースを設け、教育・研究についても個別に課外指導を行い、留学生が早期に環境に適応できるよう支援している。教養部では教養部英語教員、大学院学生は指導教員からも、アドバイスを受けられる。さらに、学生・女性支援センター又は担当教員が、勉学や生活に関する留学生からの相談等について、日本語及び英語で対応している。

発達障害がベースにあり、実習や対人関係でつまづいた学生に対しては、精神科医による専門的な障害受容のための面談を勧め、心理士による心理検査、カウンセリングを通して対応行動の学習を促している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学には、学生の心身の向上と学生間の親睦を図ることを目的として、学術、文化、運動等の自発的な活動を行う全学的な組織として学友会がある。学友会は、学生によって組織され、文化系 20 サークル、体育系 28 サークルを有し、顧問教員の指導の下、学術、文化、運動等について活発な活動を行っている。

また、学生の福利厚生を図り自治精神を高揚させることを目的として、学生自治会が全学生をもって組織されている。

サークル活動や自治活動等の課外活動への支援については、学生支援課が窓口となるとともに、課外活動施設の維持管理及び使用について、指導・連絡・調整を行い活動を支援している。具体的な指導の指針として、課外活動団体指針、課外活動団体顧問教員指針を学生支援・保健管理機構運営委員会において策定し、各サークル・各顧問教員へ配布している。また、平成 26 年度には、課外活動施設の国府台合宿研修所を、より利用しやすいキャンパス入口に近い場所に建て直した。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズの把握については、アンケートを実施するほか、担当教員や学生支援・保健管理機構及び教務系の事務職員等が学生と接する際に、要望等を聞いている。相談・助言体制としては、学生支援・保健管理機構が、学習相談、助言、支援に加え、経済、健康、課外活動、進学等の問題について、各種担当窓口を設けて対応している。

各学部学科及び教養部では、担当教員制度として、担任制、チューター制（グループ別担当教員、卒業研究担当教員）、あるいはアドバイザー教員制等を取り、学生の日常生活、教育・研究上の相談等に対応している。学生支援・保健管理機構保健管理センターは、担当教員との協力の下、学生の健康管理体制の強化を図っている。同センターは、学生各自の健康を維持、増進するため、精神面を含んだ健康相談等を行い、助言・指導を行っている。さらに、学生・女性支援センターでは、企業等でのインターンシップや学外特別研修、就職説明会などの就職支援を行っている。

各種ハラスメントについては、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則及び大学におけるハラスメントの防止等に関する取扱い要項を定め、学長を委員長とするハラスメント防止対策委員会を置いて、啓発活動及び研修等の企画立案、主任相談員の報告事項に係る対応の基本方針等を所掌している。学生には、ガイダンスや「学生生活の手引き」等を通じてハラスメントについて教示するとともに、保健管理センター長、学生・女性支援センター長のほか、教養部教員 1 人、各部局より部局長が指名する職員 2 人（うち各 1 人は女性職員）、相談員を配置して、対応に当たっている。

留学生への生活支援については、ウェブサイトには留学生の項目を設け、奨学金、住居等に関する情報を

掲載しているほか、住居の詳細、健康管理、在留資格手続き、その他便利な情報等が記載された留学生ガイドブックを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、紙媒体でも留学生に配布している。また、担当教員、学生・女性支援センター、チューターが、留学生の学習援助と日常生活の助言等を行っている。チューターに対しては、留学生チューターマニュアルを作成・配布して、留学生への対応について周知を図っている。

障害のある学生等への支援については、通学手段等の生活支援は、学生・女性支援センターが窓口となって相談を受け、学生支援課、学部事務部、その他関係部署と連携して対応している。なお、障害のある学生に対し、ウェブサイト等を通じて、何か困ったこと、必要な支援がある場合、学生・女性支援センターが相談の窓口であることの周知を図っている。

対人関係においてコミュニケーションがうまく取れずに修学に支障をきたし、相談に来る学生（発達障害のおそれのある学生を含む。）に対しても、カウンセリングで学生の話をお聴くことにより問題の所在と解決方法を検討している。学生から担当教員へ依頼があれば、申立書を提出してもらうことにより対応している。

以上のように、相談や支援の要請があれば、学生・女性支援センター長に報告し、支援の内容により、適する関連部署と協議して、対応している。ケースによっては、学生支援・保健管理機構運営委員会（又はその下に設置されたワーキンググループ等）において、検討することとしている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済面の援助としては、「入学料及び授業料免除並びに徴収猶予に関する選考基準」に基づいて、入学料と授業料の免除及び徴収猶予を行っている。奨学金については、日本学生支援機構、地方公共団体、民間団体の奨学金制度を取り扱っているほか、独自の奨学金制度である小橋晶一奨学金、小林育英会奨学金、私費外国人留学生特別研究奨励費給付制度、東京医科歯科大学スカラーシップ等から、規則に基づいて支援を行っている。これら奨学金の情報は、対象学生への電子メール及び掲示板に、日本語及び英語で周知するとともに、案内資料の配布、ウェブサイトへの掲示等を通じて情報を提供している。

経済的な理由等でアルバイトが必要な学生には、アルバイト紹介事業を民間企業に委託しており、アルバイト情報をウェブサイトで公開し、パソコンや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備している。

寄宿舎については、国府台地区に男子学生寮「里見寮」、女子学生寮「国際学生宿舎」、留学生用宿舎「市川国際交流会館」があり、3つの寄宿舎の合計の入居率は約8割となっている。また、「南行徳国際交流会館」として、民間のマンション1棟（25戸）を借り上げ、留学生、国内学生等に提供しているほか、入寮できなかった学生に対してはアパート等不動産情報の提供を行っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」において「コンピュータによる診療模擬実習の展開」が採択され、支援終了後も臨床現場に即した多種多様の経験ができるコンピュータシミュレーション教材を独自に作成し、教育に活用している。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育を含め大学運営全般に関して問題点を把握し、改善に向けた取組を実施し得るよう、第2期中期目標・中期計画期間の開始に合わせて、平成22年度より毎年度、学内の各協議会・戦略会議、各部局において自己点検・評価報告書を作成している。また、教育の取組状況についても、教育内容及び教育の成果等に関する目標・計画の進捗状況に照らし合わせつつ、一般的な自己点検・評価を行っている。同評価の際には、具体的に明示可能な項目として、取組の進んだ計画及び取組の遅れた計画について総評を作成して総括し、計画ごとに「計画の進捗状況」「取組が進んだ(遅れた)理由(分析)」「今後の計画」を記載するとともに、ウェブサイトにも掲載し、学内外に公開している。

教育の質の改善・向上を図るための体制については、全学では、教育担当理事を議長とする教育推進協議会において、教育の質の改善・向上を含めて、当該大学の教育に関する構想・戦略について協議し、役員会へ発議している。なお、平成27年度の大学機関別認証評価に向けて、平成25年6月より教育推進協議会の下に認証評価WGを設置し、同年中に3回のWGを開催し、各部局の状況確認及び課題等の取りまとめを行っている。抽出された課題については、役員会、教育推進協議会にて周知徹底を行うとともに、部局において自己点検・評価体制を整備の上、教育推進協議会が中心となって課題等への対応に当たっている。

各学部学科・研究科及び教養部においては、教育委員会等において、国家試験合格率や授業アンケートの結果等に基づいて学生が身に付けた学習成果を検証し、教育課程編成や教育指導方法の改善・拡充に資する自己点検・評価の結果だけでなく、教育の質の改善・向上を図るための各種の取組について協議して、教授会等へ発議し、教授会等の審議・承認を経て実施されている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

- 8-1-② 大学の構成員(学生及び教職員)の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取については、各学部・研究科及び教養部において、各学期やユニットの終了後等に学生による授業評価、授業評価アンケートを行っている。教養部においては授業評価の結果は学生に公表されているが、一部の学科においては公表されておらず、概要を公表するなどの改善が必要である。

そのほか、指導教員が、学生との対話を通じて、学業の成果等について意見聴取している。

これらの意見聴取の結果は、担当教員や指導教員にフィードバックされ、教育の質の向上や改善に活かされるとともに、各学部・研究科及び教養部の教育委員会等が中心となって教育の評価・効果について検証することで、教育課程の見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善のほか、海外研修奨励制度の推薦等に反映させ、教育の現場にフィードバックしている。

また、学長と学生との懇談会（希望する学生の自由参加）を年に数回（平成26年度は計14回）実施し、学生が大学に期待すること、海外実習の感想等をはじめ、多岐にわたる内容について懇談している。懇談会で出た意見については、検討の上、改善に利用されている。

教職員からの意見聴取については、全学的には、各部局の教授会等が出された意見を取りまとめ、教育推進協議会で審議した上で、役員会に発議を行う体制をとっている。また、全学の教職員FD研修についてのアンケートを実施し、その結果を分析して、次年度の研修の改善に活用している。

各学部・研究科及び教養部においても、教員へのアンケートや教員連絡会、教員研修等で意見聴取の機会を設け、提案された意見等を基に、教育課程の見直し等を教育委員会や教授会等において審議し、継続的に教育の改善を図っている。

平成26年度には、学生及び教職員を対象として、キャンパスの個性や普遍的な要素及び改善必要箇所の抽出を目的としたアンケートを実施し、今後の整備方針等の参考とすることになっている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学部・研究科の学生の就職先に、卒業（修了）生に関するアンケートを実施しており、アンケート結果は、各教育委員会に報告・分析されて、教育課程の見直しや学生の指導体制等、その後の教育活動の改善に活かされている。

経営協議会の外部委員からの意見聴取については、継続的に取り組み、その意見に基づいて改善した事項は、毎年度ウェブサイトで学生・教職員のみならず、社会にも公表している。また、非常勤講師や協力型臨床研修施設の研修指導医等からの改善要望等についても、同様に協議し、教育の改善に活かしている。各学部・研究科及び教養部においては、外部評価や学外委員の招へい等を通じて学外関係者に意見聴取している。

外部評価結果や学外関係者の意見を基に、教育の質の向上、改善に向けて取り組んだ事例として、医学部医学科において、平成25年度に受けた医学教育分野別評価基準日本版に基づく認証評価トライアルで、近年の社会的ニーズの高まりを受けて実習期間の見直し及び延長を助言されたことを受け、総合診療に関わる科目（総合診療／家庭医療科）の実習期間を延長し、現場体験を充実させたことが挙げられる。

歯学部歯学科では、ASEAN10か国の有識者11人で構成する歯学教育標準化委員会による外部評価を受審し、積極的な国際社会への情報発信に関する指摘があったことから、平成26年11月の歯学部教員研修では、「英語教育・グローバル化における課題」を取り上げ、現状の把握や問題点等を議論し、今後の教育課程改善や教育メソッドの検討を行った。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）については、毎年度、全学的な教職員FD研修を実施し、大学の運営方針や大学改革、教育、研究、医療、国際交流等の取組方針に関する学長や担当理事の講演と質疑応答を行い、教職員の意識向上を図っている。研修終了後には、学内専用のウェブサイト研修動画及び資料を配信して、出席できなかった教職員にも周知を図っている。

各学部・研究科及び教養部においては、その特性や対象、研修内容等に合わせてFDを実施している。これらのFDは、年度ごとに教育課程プランニングやシミュレーション教材作成に関して等、多様なテーマや対象で実施され、教育の質の向上、授業の改善に資している。

医学部では、パートナーズ・ハーバードメディカルインターナショナルと提携して、教員研修会をハーバード大学（米国）においても実施している。平成16年度以降ほぼ毎年度、教員を1週間から10日間派遣し、国際的視点からの教育技術の向上を図るとともに、研修会派遣者は教育委員会及び下部ワーキングの委員に登用し、その意見が改善に反映されるよう制度設計を行っている。

歯学部では、毎年歯学系教員研修及び歯学部・歯学部附属病院教職員集会を実施している。また、教養部では、年に4～5回FDを実施している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者は、事務職員が専任52人、非常勤24人、技術職員が専任6人である。

教育支援者については、大学主催の放送大学研修や個人情報保護研修、国立大学協会主催のセミナーやシンポジウム、日本学生支援機構主催の研修等に参加させて、意識、資質及び事務能力の向上を図っている。平成26年度は、全12の研修に教育支援者及び教育補助者36人（大学全体で299人）が参加した。また、研修の一環として、放送大学科目履修制度やe-learningを利用して、「教育関連科目」「外国語」等を履修させ、教務系職員としての自己啓発を図っている。

また、留学生の増加に対応して、英会話研修やTOEIC研修、学習管理システムの使用方法等のe-learningに関する講習に、教員とともに事務職員の参加も促し、教育活動の質の向上を図っている。

また、新規のプログラム、授業方針、授業運営方法などが導入される際には、教育担当教員が教育支援者や教育補助者に内容を紹介し、導入時には、教員が補助者として講義の運営をサポートしている。

さらに、新入生オリエンテーションをはじめとした学生の合宿研修や教員研修には、事務職員が随行しており、教育活動の課題や今後の取組内容について、教員と職員との情報共有を図っている。

教育補助者については、TA制度を活用し、教育活動の質の維持、向上を図っている。TA申請の際は、分野長の推薦書を提出させることで質の担保を図っているが、更なる質の向上を図るため、OJT（On the Job Training）により教員が指導している。

TAとRAはそれぞれ、医歯学総合研究科に134人、29人、保健衛生学研究科に36人、3人である。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 一部の学科において、授業評価結果が学生に公表されていない。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 145,976,606 千円、流動資産 15,833,576 千円であり、資産合計 161,810,182 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 26,273,336 千円、流動負債 16,117,055 千円であり、負債合計 42,390,392 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 16,816,624 千円及び長期借入金 3,431,410 千円の用途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 3,749,371 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間に於ける状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用55,826,346千円、経常収益57,308,261千円、経常利益1,481,915千円、当期総利益は1,744,652千円であり、貸借対照表における利益剰余金28,456,441千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針に基づく予算配分案を策定し、教育研究活動に必要な経費を役員会及び経営協議会にて審議を行った後に、学長が決定し配分している。

さらに、全学的視点から、戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定して確保するとともに、教育研究等の成果に基づき、重点的に配分している。

また、施設・設備に対する予算配分についても予算編成方針に基づき、配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、役員会及び経営協議会に諮問し承認を得た上で、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立した組織として設置された監査室が、内部監査規則及び科学研究費補助金内部監査規則に基づき、当該年度の監査計画を作成し、これに従って監査を実施している。

また、監事、内部監査担当部署及び会計監査人は、会計監査人と監事とのコミュニケーションの機会を設ける等、監査の計画、実施、報告の各段階において密接に連携して監査を実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の管理運営組織としては、重要事項の審議を行う役員会（6人）、主に経営に関する事項を審議する経営協議会（学外委員7人、学内委員6人）、主に教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会（学内委員26人）、学長選考会議（学外委員4人・学内委員4人）を置くとともに、各部局に教授会を設置している。

役職員は、企画・大学改革、教育・学生・国際交流、研究・国際展開、医療・国際協力、法務・コンプライアンスの各領域において、学長を補佐する理事5人、評価、事務総括、広報、総括の各領域で学長及び理事を補佐する副学長4人、さらに、理事及び副学長を補佐する副理事26人を置いている。

学内の各領域における現場の意見を集約し、重要事項を審議して、役員会に発議を行う体制として、会議、協議会等を設置して、企画・大学改革担当理事が大学力向上戦略会議を、教育・学生・国際交流担当理事が教育推進協議会を、医療・国際協力担当理事が医療戦略会議を、研究・国際展開担当理事が研究推進協議会を、副学長・副理事（事務総括）が管理・運営推進協議会を所掌している。

事務組織は、事務局に総務部（2課、1室、計83人（うち常勤62人））、財務施設部（5課、76人（うち常勤60人））、学務部（2課、36人（うち常勤26人））、病院統括部（1課、6人（うち常勤6人））を置くとともに、各学部・研究科及び附属病院、教養部、附置研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設等に事務部を置いている。また、広報部、職員健康管理室（いずれも平成25年度）、環境安全管理室（平成26年度）を設置して事務組織を置いているほか、学長の指示に基づいて、大学改革等に関する企画立案及び調整を行う事務組織である学長企画室（平成26年度）を設置している。

危機管理等に係る体制については、大学危機管理規則をはじめとした規則を整備しているほか、「大学危機管理基本マニュアル」をはじめとした各種マニュアルを作成し、危機管理に関する学内専用ウェブサイトや紙媒体の配布等を通じて周知を図っている。東日本大震災後には、震災時の行動を検証した上で、新たに地震発生時非常参集要領の制定や安否確認システムの導入、危機管理マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、災害対策に係る危機管理体制の更なる充実を図っている。特に、地震発生時の初動対応を記載した「大規模地震ポケットマニュアル」を作成して、学生及び教職員に配布し、常時携帯するよう周知を図っている。

研究不正防止の体制については、学長を最高管理責任者、研究担当理事を統括管理責任者、各部局長をコンプライアンス推進責任者として、大学で行われる研究活動に対する不正防止責任体制を再構築している。各部局には、コンプライアンス推進副責任者を置いて、きめ細かく不正防止の取組を実施する体制としている。不正防止取組における全学の取りまとめ実務機関として、最高管理責任者のもとに不正防止計画・推進部署（研究・産学連携推進機構事務部）を設置している。具体的には、統括管理責任者が委員長となり、各部局のコンプライアンス推進責任者等から選任された者で構成する不正防止計画・推進委員会が担い、不正防止計画の立案、情報共有を図っている。

このほか、「大学における研究活動に係る行動規範」「研究活動の不正行為に対する通報の流れ」「研究活動上の不正防止ハンドブック」を策定し、研究不正に関する専用ウェブサイトや紙媒体での配布等を通じて、大学構成員に周知を図っている。

さらに、情報セキュリティに関する取組についても、ガイドラインの策定・改訂を行うとともに、情報セキュリティ・個人情報保護講習会や情報セキュリティ監査といった取組を実施している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会は、外部の有識者を学外委員として加えて、学外関係者の意見やニーズを把握し、管理運営に反映させているが、その意見を法人運営の改善に向け審議、活用した事例を、年度ごとに取りまとめウェブサイト上で公開している。主な活用事例としては、教育の質保証についての意見を受けて、医学部医学

科で認証評価トライアルを受審したこと、教育研究組織の見直しについての意見を受けて、保健衛生学研究科の改組や領域制の導入を行ったことなどが挙げられる。

また、大学力向上戦略会議、教育推進協議会、研究推進協議会、医療戦略会議、管理・運営推進協議会を設置して、企画・大学改革、教育・学生・国際交流、研究・国際展開、医療・国際協力、事務総括の各現場の意見を集約するとともに、それを活用して大学の管理運営に反映させる体制が構築されている。

学生については、学長と学生が直接対話する懇談会を年10回程度実施し、学生が大学に期待すること等、多岐にわたる内容について懇談している。懇談会で学生から出た意見等は、各部局にも周知され、改善に結び付けられている。主な改善事例としては、就学環境の改善要望を受けて、国府台合宿研修所の新築等を行ったことが挙げられる。

さらに、担当教員が学生との直接対話によって意見聴取を行っているほか、学生による授業評価アンケート、大学説明会・オープンキャンパス参加者へのアンケート、卒業（修了）生の在籍する企業等に対するアンケート等を実施して、学生や社会のニーズを把握し、管理運営の参考としている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学には、国立大学法人法第10条に基づいて、2人の監事（常勤1人、非常勤1人）が置かれ、大学の業務を監査する（同法第11条4項）とともに、毎事業年度の財務諸表等に関して意見を付す業務（準用通則法第38条）を行っている。

業務（財務を含む。）の監査に関しては、国立大学法人法及び大学監事監査規則に基づいて、大学監事監査実施基準に従って実施している。なお、同実施基準には、趣旨、心得、監査事項、手順、公表等が明確に定められている。

監事は、毎事業年度の監査計画を策定の上、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、部門責任者等からの業務処理状況の聴取等により監査を行い、監査終了後に監査結果報告書を作成し、学長に報告している。平成25年度には、研究ノート等、論文の根拠データの保存期間を「研究活動不正防止計画」の見直しに織り込み、学内規則に明示することの指摘を受けて、「大学における研究活動に係る不正行為防止規則」を新たに策定している。

財務諸表等に付す意見については、毎月次決算（合計残高試算表）を確認するとともに、会計監査人から会計監査の方法・結果の報告及び説明を受けてその妥当性を判断の上、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性について検討し、監事意見書を学長に提出している。その他、毎年度、役員と大学との利益相反取引及び役員による当該大学以外の業務の実施に関する義務違反についての確認を行っている。

監査室は、内部監査業務や外部監査に係る連絡調整に加え、監事の事務の補佐も担当しており、監事監査の支援体制が整備されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員及び管理職員等は、国立大学協会等が主催する各種セミナー・シンポジウム等に参加している。事務職員については、初任職員研修や初任掛長研修など職階別の研修を実施しているほか、職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした各種研修等を行い、職員の意識・能力の向上を図っている。

また、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識の修得や能力開発を目的として、集合研修が困難な職員にも配慮して、放送大学を活用した研修や自宅パソコンでも研修出来る e-learning 研修を実施している。その他、関東・甲信越地区国立大学法人等が主催する国立大学法人会計基準に関する研修、係長研修、課長研修等にも参加しているほか、コンプライアンス及び個人情報保護に関する研修を実施している。

附属病院事務職員については、国立大学附属病院長会議主催の研修に参加しているほか、学内でも、感染対策、安全管理等、病院職員に必要な知識の修得及び意識の向上を図るため、事務職員を含む教職員を対象に病院職員研修を行っている。

平成 26 年度からは、大学運営における事務職員の知識、能力の向上及び交流を目的として、大学運営に関する幅広い研修を順天堂大学と共同実施する新たな取組を行っている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

全学的な大学評価に対応するため、評価担当の副学長（室長）、副理事（5人）及び事務職員（5人）で構成される学長直属の評価情報室を設置して、大学評価に係る情報の収集・調査、評価の分析等を行っている。

自己点検・評価については、評価情報室が中心となって、毎年度行われる大学全体の年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書の作成に先立ち、上半期と通期の2回、各部局が設定した年度計画の実施状況を調査している。各部局では、それぞれの自己点検・評価委員会等が、各部局が作成した年度計画に対する取組状況及び進行状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて検証して、自己点検・評価を行っている。評価情報室は、各部局における自己点検・評価結果及び根拠資料やデータ等を基に、各部局の年度計画に対する取組状況の把握及び進行状況の確認を行うことで、大学全体として自己点検・評価を行っている。

平成 22 年度からの第 2 期中期目標・中期計画期間においては、年次計画の実施状況調査に基づいて、(1) 当初の計画を超えて取組が進んだ事項とその要因の分析及び今後の展開、(2) 進捗が遅れた事項とその要因の分析及び改善方策の立案、(3) 当該年度に係る特殊要因への対応について、の 3 点について毎年度、自己点検・評価報告書を作成し、全職員に周知を図るとともに、総表部分をウェブサイトに掲載し、社会に公表している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成 16 年度の国立大学法人化以降、国立大学法人法に基づいて、中期目標・中期計画は 6 年に 1 度、各事業年度の業務実績は毎年度、自己点検・評価を行って実績報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。第 1 期（平成 16～21 年度）中期目標期間に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間中の平成 22～25 年度の各事業年度に係る業務実績は、国立大学法人評価委員会の評価を受け、その結果をウェブサイトに掲載している。

また、平成 21 年度に、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けている。

各学部・研究科等においては、それぞれのサイクルで外部者による評価を実施している。近年の主な外部評価実施状況には、平成25年度に医学部医学科で受審した認証評価トライアル、平成26年度に教養部で受審した医療系大学における教養教育に関する外部評価等が挙げられる。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による、各事業年度に係る業務の実績に係る評価結果については、役員会、経営協議会、教育研究評議会にて配布・説明している。特に、各部局長等で構成される教育研究評議会においては、各部局での周知を促している。さらに、ウェブサイト上にも掲載して、全学に周知を図っている。

年度評価における指摘事項については、評価情報室から、指摘事項該当部局にフィードバックし、改善に向けた検討及び取組の実施を要請している。平成25年度には、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められるとの評価結果を受けて、研修会等におけるプログラムの充実、規則、システム等の整備を行う等、平成24年度4項目、平成25年度2項目の業務の実績に係る評価結果に対して改善を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学則及び大学院学則に定められている大学の目的は、ウェブサイトに掲載して、学内外へ公表し、周知を図っている。各学部学科・研究科は、大学の目的及び各学部学科・研究科の特色を踏まえ、人材養成の目的、教育研究上の目的を定め、同様にウェブサイトに掲載して、学内外に公表している。

平成 22 年度、大学の目的をより明確に社会に発信するため、ミッションとして「知と癒しの匠を創造する」を掲げ、それを遂行する教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す」「自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する」「国際性豊かな医療人を養成する」を示し、ウェブサイトとともに、大学概要、大学案内、学生募集要項、大学ポートレート、大学広報誌等にも掲載して、構成員及び社会に公表し、周知を図っている。また、学生に対しては、入学式の学長式辞やオリエンテーション等を、職員に対してはFD研修や新規採用職員研修を通じて、周知を図っている。さらに、全学教職員FDでも、大学の目的を踏まえて、学長及び理事が講演している。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、ウェブサイトにおいて、学部学科、研究科専攻ごとに公表しているほか、各種のオリエンテーションにおいて、学生に説明している。さらに、大学院課程では、シラバス及び英語版ウェブサイトにも、各方針を掲載して、より広く公表・周知を図っている。

入学者受入方針については、ウェブサイト公表するとともに、大学案内、学生募集要項等に記載して、入学希望者等へ配布しているほか、オープンキャンパス等を通じて入学希望者等への周知を図っている。

平成 26 年度からは、大学ポートレートを活用して、これらの方針を公表し、より一層の周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等の情報は、ウェブサイト及び各種刊行物により学内外に発信している。また、国立大学法人評価、大学機関別認証評価、自己点検・評価及び財務諸表等の法定公開情報についても、ウェブサイトに公表している。

加えて、教育活動については、大学ポータルやオープンキャンパス等を活用して情報発信を行っている。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項については、「教育等の情報」として専用ページを設定し公表している。

研究活動については、多数のプレスリリースを行い、ウェブサイトに公表するとともに、新聞・テレビ・雑誌等を通じて研究成果を発信している。さらに、所属研究者の情報を紹介する研究情報データベースにより、研究者情報及び発表論文等の成果を社会に発信している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) **大学名** 東京医科歯科大学
- (2) **所在地** 湯島地区（本部所在地）東京都文京区
駿河台地区 東京都千代田区
国府台地区 千葉県市川市

(3) 学部等の構成

学部：医学部、歯学部

研究科等：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、
附置研究所：生体材料工学研究所、難治疾患研究
所

関連施設：教養部、医学部附属病院、歯学部附属
病院、スポーツサイエンス機構、医歯学教育シス
テム研究センター、医歯学融合教育支援センター、
国際交流センター、図書館情報メディア機構（附
属図書館、附属図書館国府台分館）、学生支援・
保健管理機構、職員健康管理室、環境安全管理室、
研究・産学連携推進機構、リサーチ・ユニバーシ
ティ推進機構、広報部

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部1473人、大学院1433人

専任教員数：756人

助手数：0人

2 特徴

本学は明治32年に医術開業試験場に附設された東京医術開業試験附属病院（通称永楽病院）に端を発する。その後、昭和3年に日本初の国立の歯科医学校として東京高等歯科医学校が創立され、昭和19年には東京医学歯学専門学校と改称した。昭和21年に東京医科歯科大学（旧制）となり、昭和26年、東京医科歯科大学（新制）が設置された。本学は、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科2つの大学院組織、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科の4つの学部学科組織、教養教育を担当する教養部、及び生体材料工学研究所、難治疾患研究所の2つの研究所を擁する日本唯一の医療系総合大学院大学である。本学が目指す目標は、良き医師、歯科医師、看護師、臨床検査技師、歯科衛生士、歯科技工士の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成である。その教育理念は、右記のとおりである。

(1) 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す。

病める人と向き合う医療人は、患者の痛みが分かり、そして患者を取り巻く様々な状況をも理解しなければならない。それには豊かな教養と人間への深い洞察力、高い倫理観と説明能力を備えなければならない。

(2) 自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する。

学業あるいは研究に当たっては、何事も鵜呑みにすることなく、疑問を投げかけ、種々の情報を収集、解析し、自ら解決する能力が求められる。そうしてはじめて、独創的な研究を推進できる人材が育まれる。

(3) 国際性豊かな医療人を養成する。

研究成果が即座に世界に伝播する現代において、医療の分野でもその情報と時間の共有化が益々進んでいる。このような状況の中で、立ち遅れない、むしろ最先端を行く人材の養成に努める。そのために海外教育研究拠点、海外国際交流協定校への派遣を積極的に推進する。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1. 第二期中期目標期間における教育に関する目標

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標

○アドミッションポリシーに関する基本方針

1) 医療人としての使命感と国際的視野を有する教育者、研究者、職業人となる人材を受入れる。

○教育課程、教育方法に関する基本方針

【学士課程】

2) 幅広い教養と豊かな人間性並びに医療人としての深奥な倫理観を備えた人材を育成する。

3) 自己問題提起・解決型の創造力豊かで国際感覚と国際的競争力に勝れる人材を育成する。

4) 教育資源を有効に活用し、教育の質の維持・向上を図る。

5) 大学院進学後、高度の専門的知識・技術を円滑に習得できる基礎を備えた人材を育成する。

【大学院課程】

6) 医歯学、看護学・検査学、生命科学・生命情報学の各分野に求められる深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。

○教育の成果・効果の検証

7) 多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

○成績評価に関する基本方針

8) 医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置

9) 教育の実施体制を充実する。

○教育環境の整備

10) より充実した教育環境を構築する。

○教育の質の改善のためのシステム

11) 教員の教育能力の向上及び教育の質の改善と向上を図る。

（3）学生への支援に関する目標

○学生の学習と生活支援

12) 学生が充実した学生生活を送るための、学習支援・生活支援・就職活動支援を充実する。

2. 各学部学科・研究科等の教育研究上の目的

各学部学科・研究科等は、全学の教育理念及び目標、各学部学科・研究科等の特色を踏まえ、下記の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定している。（基準1「資料1-1-①-2」及び「資料1-1-②-2」参照）。

